建設業者のための建設業法

適正取引のための２２の鉄則

令和７年６月

国土交通省　北海道開発局
事業振興部　建設産業課

建設業者のための建設業法

適正取引のための２２の鉄則

目　　　　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第１部　「工事現場」における８つの鉄則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

鉄則１　主任技術者・監理技術者の配置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

特定専門工事を除く工事現場には主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を配置しなければならない

鉄則２　主任技術者・監理技術者の現場専任　・・・・・・・・・・・・・・・　13

個人住宅を除くほとんどの工事では、請負代金が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の工事に係る主任技術者又は監理技術者は、その工事現場に専任しなければならない

鉄則３　専門技術者の配置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24

「一式工事に含まれる専門工事」又は「附帯工事」を自ら施工する場合には「専門技術者」を配置しなければならない

鉄則４　ＪＶ（建設工事共同企業体）構成員の技術者の配置　・・・・・・・　26

ＪＶ工事では、すべての構成員が技術者を現場に配置しなければならない

鉄則５　一括下請負の禁止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29

一括下請負はしない、させない！！

鉄則６　無許可業者への下請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31

無許可業者に下請代金が 500 万円以上となる建設工事を下請負させてはならない

鉄則７　施工体制台帳・施工体系図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

施工体制台帳を作成しなければならない特定建設業者は、施工体制台帳・施工体系図を活用した現場管理により、不良・不適格業者を排除しなければならない

鉄則８　特定建設業者の元請負人における下請負人への指導義務　・・・ 42

建設工事の下請負人の法令遵守を徹底するため、特定建設業者は、末端までのすべての下請負人に対する指導義務を適切に行うよう努めなければならない

第２部　「下請契約の締結に至るまで」の７つの鉄則　・・・・・・・・・・ 43

鉄則１　見積依頼の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

見積依頼は、工事内容、工期等の契約内容をできる限り具体的に提示して行わなければならない

鉄則２　見積に必要な期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

下請負人が見積を行うに足りる期間を設けなければならない

鉄則３　見積書に必要な項目・経費の内訳　・・・・・・・・・・・・・・・ 46

建設工事の見積書は「工事の種別」ごとに「経費の内訳」が明らかとなったものでなければならない

鉄則４　適正な工期の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない

鉄則５　請負代金の決定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはならない

鉄則６　適正な下請契約の締結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

下請契約の締結に当たっては、契約の内容を明示した適正な契約書を作成し、元請下請の双方が相互に交付しなければならない

鉄則７　不当な使用資材等の購入強制の禁止　・・・・・・・・・・・・・・ 55

下請契約の締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、使用資材等の購入を強制し、請負人の利益を害してはならない

第３部　「下請代金の支払等」に関する７つの鉄則　・・・・・・・・・・・ 57

鉄則１　下請代金の支払い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

下請代金の支払は、できる限り現金払としなければならない

鉄則２　下請負人への支払い時の配慮　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければならない

鉄則３　下請工事における資材の支払い　・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

下請工事に必要な資材を注文者が有償支給した場合は、正当な理由がある場合を除き、当該資材の代金を下請代金の支払期日前に下請負人に支払わせてはならない

鉄則４　下請工事の完成検査と工事目的物の引渡し　・・・・・・・・・・ 60

下請工事の完成を確認するための検査は、工事完成の通知を受けた日から２０日以内に行い、かつ、検査後に、下請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければならない

鉄則５　下請代金の支払期日　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けたときは、その支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を１月以内に支払わなければならない

鉄則６　下請代金の支払期日（特定建設業者の場合）　・・・・・・・・・ 61

特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金額が 4,000 万円以上の法人を除く。）からの引渡し申出日から起算して５０日以内に下請代金を支払わなければならない

鉄則７　割引困難手形の使用禁止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはならない

〇資料編

（１）建設業許可制度の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

（２）下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（令和 6.12.13 国不建推第 64 号外）・・・・・・・ 81

（３）標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について（令和 3.12.1 国不建キ第 15 号）　・・・・・・・・・ 94

（４）主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）（平成 30.12.3 国土建第 309 号）　・・・・・・・・・・・・・・ 101

（５）駆け込みホットライン－建設業法違反通報窓口－　・・・・・・・・・ 103

（６）知っていますか？！建設工事紛争審査会　・・・・・・・・・・・・・ 105

（７）建設Ｇメン　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111

（８）国土交通省ホームページのご案内　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113

はじめに

建設業法は、建設工事の適正な施工の確保及び発注者の保護並びに建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。その目的を達成するために、建設業の許可制度、技術者制度など建設業を営む者の資質の向上を図る規定や、建設工事の請負契約の適正化、建設工事紛争審査会の設置、経営事項審査制度の確立、建設業者の監督、建設業者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告、建設業者団体の責務、建設業審議会の設置等に関することが定められています。

建設業法は、単に目的達成のために建設業者に対する指導・監督を行うだけではなく、むしろ建設業の健全な発達を促進するために積極的な指導を行い、また、適切な調査及び立入検査によって、不良・不適格業者を排除することで、適正な競争環境の確保を図り、社会資本の整備・管理の主体であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っていく技術力のある優良な企業を育て、将来にわたり活躍できる環境を整備するための基本法ともいうべきものです。

本書は、建設業法等で定められている、元請負人と下請負人が守らなければならないルールのうち主だったものを選び、「工事現場」において８事例、「契約手順」において７事例、「代金支払」において７事例の合計２２事例を鉄則としてまとめています。

本書が建設業における適正取引の一助となることを祈念いたします。

令和７年６月

国土交通省　北海道開発局
事業振興部　建設産業課

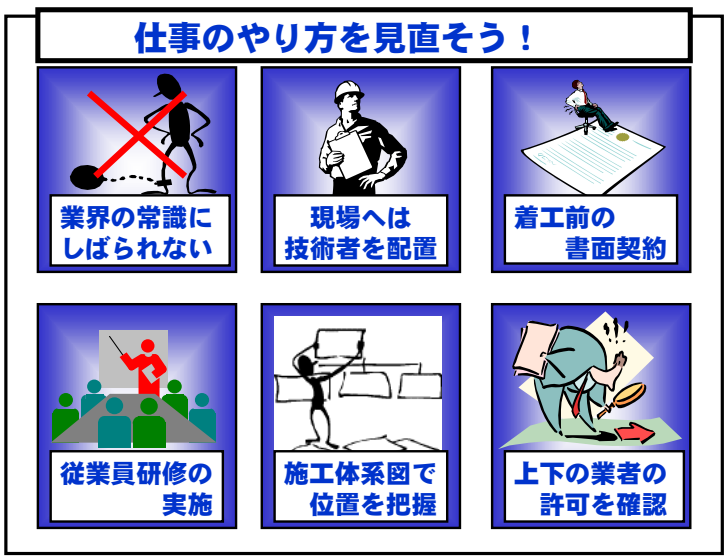

第１部　「工事現場」における８つの鉄則

適正な施工の確保のため設けられている鉄則とその趣旨を知ろう

建設工事の施工は、一般的に、それぞれ独立した各種専門工事の総合的な組み合わせにより成り立っているため、建設業は他産業に類をみないほど多様化し、かつ、重層化した下請構造を有しています。

第１部では、このような特色を有する建設業において下請負人を保護し、建設工事の適正な施工を確保するため設けられている８つの鉄則を紹介していきます。

鉄則１　特定専門工事を除く工事現場には主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を配置しなければならない

鉄則２　個人住宅を除くほとんどの工事では、請負代金が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の工事に係る主任技術者又は監理技術者は、その工事現場に専任しなければならない

鉄則３　「一式工事に含まれる専門工事」又は「附帯工事」を自ら施工する場合には「専門技術者」を配置しなければならない

鉄則４　ＪＶ（建設工事共同企業体）工事では、すべての構成員が技術者を現場に配置しなければならない

鉄則５　一括下請負はしない、させない！！

鉄則６　無許可業者に下請代金が 500 万円以上となる建設工事を下請負させてはならない

鉄則７　施工体制台帳を作成しなければならない特定建設業者は、施工体制台帳・施工体系図を活用した現場管理により、不良・不適格業者を排除しなければならない

鉄則８　建設工事の下請負人の法令遵守を徹底するため、特定建設業者は、末端までのすべての下請負人に対する指導義務を適切に行うよう努めなければならない

鉄則１
特定専門工事を除く工事現場には主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を配置しなければならない

主任技術者の配置→建設業法第２６条第１項
監理技術者の配置→建設業法第２６条第２項
特例監理技術者の配置→建設業法第２６条第３項
特定専門工事→建設業法第２６条の３

この鉄則の趣旨を知ろう

建設工事は多種多様な工種が複雑に組み合わさって成り立っています。

このような特色を持つ建設業において、工事目的物の品質を確保していくためには、建設工事を請け負ったすべての建設業者が工事現場に一定の施工実務経験又は資格を有する者を配置し、施工の技術上の管理を行う必要があります。

現場技術者の配置例と「主任技術者」と「監理技術者」の違い

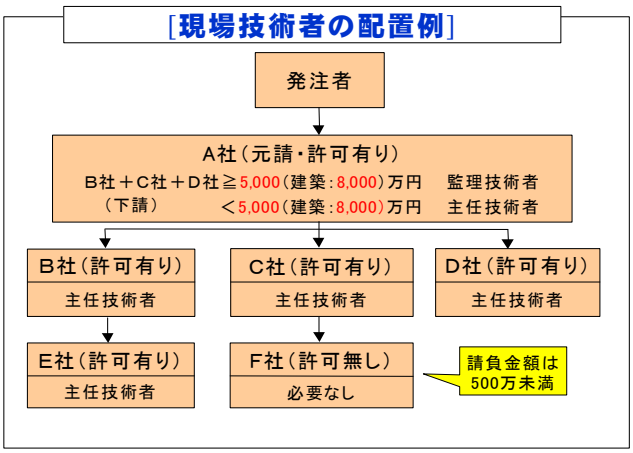

「特例監理技術者」と「監理技術者補佐」の配置例

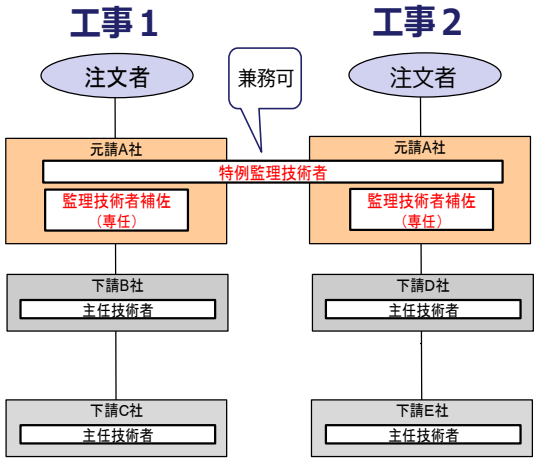

・建設工事の請負代金の額が４，５００万円（建築一式工事にあっては９，０００万円）以上である場合については、監理技術者等は現場に専任の者でなければならない。
・ただし、監理技術者補佐を専任で配置した場合には、特例監理技術者の兼務可（２工事現場まで）。
・監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者等であることが必要。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

※主任技術者又は監理技術者の専任配置について、令和６年１２月１３日施行により、特例配置の規定が追加されました。詳細は、ｐ１７以降をご参照ください。

特定専門工事の「主任技術者」の配置例

<一次下請の主任技術者が一括で施工管理をする場合>

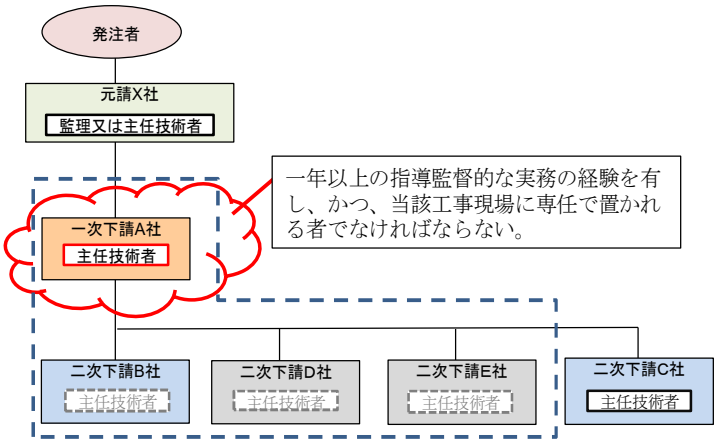

一次下請Ａ社及び二次下請Ｂ・Ｄ・Ｅ社は、書面による合意により、Ａ社が自ら工事現場に置く主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、本来であればＢ・Ｄ・Ｅ社の主任技術者が行うべき技術上の施工管理を行うこととしたときは、Ｂ・Ｄ・Ｅ社は、当該工事現場に主任技術者を置くことを要しない。

※適用対象は、下請代金の合計額が5,000万円未満の鉄筋工事及び型枠工事。
※Ａ社とＢ・Ｄ・Ｅ社との契約は請負契約であり、Ａ社の主任技術者からＢ・Ｄ・Ｅ社への指示は、事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に行わなければならない。

工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要

建設工事の発注者は、過去の施工実績、施工能力等を評価し信頼した上で、受注者を選定しています。建設業者が持つ技術力は企業の持つ技術力と個人の持つ技術力によって構成されるものですが、建設業者の持つ技術力が十分に発揮されるためには、

①技術者と企業の責任関係が明確であること
②技術者が企業の持つ技術力を熟知し十分かつ円滑に企業の持つ技術力を活用できること
③企業が技術者の持つ技術力を熟知し技術者を適切に工事現場に配置できること

が必要です。

そのため、監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされているのです。

こんな技術者の配置はダメ！！

次のようなケースは、監理技術者等を適正に配置したとは認められないことになります。

イ　必要な国家資格等の要件を満たしていない場合
ロ　直接的な雇用関係を有していない場合（いわゆる在籍出向や派遣など）
ハ　恒常的な雇用関係を有していない場合（一つの工事の期間のみの短期雇用など）※

※特に公的機関が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

主任技術者及び監理技術者の職務

主任技術者及び監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、**建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理及び工事の施工に従事する者の技術上の指導監督**の職務を誠実に行わなければなりません。

元請・下請それぞれの主任技術者及び監理技術者が行わなければならない具体的職務は以下のとおりです。（監理技術者制度運用マニュアル 二－三参照）

	元請の主任技術者又は監理技術者	下請の主任技術者
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導

《 ポイント 》

工事現場への「常駐」を必要とするものではありません。

現場に配置する技術者の資格等一覧表

<table>
<tr><td colspan="2">建設工事の種類</td><td colspan="3">指定建設業（７業種）
土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、舗装、電気、造園</td><td colspan="3">その他（左以外の２２業種）
大工、左官、とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ、石、屋根、ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ、鉄筋、しゆんせつ、板金、ｶﾞﾗｽ、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体</td></tr>
<tr><td colspan="2">許可の種類</td><td colspan="2">特定建設業</td><td>一般建設業</td><td colspan="2">特定建設業</td><td>一般建設業</td></tr>
<tr><td colspan="2">元請工事における下請金額合計</td><td>5,000 万円*1 以上</td><td>5,000 万円*1 未満</td><td>5,000 万円*1 以上は契約できない</td><td>5,000 万円*1 以上</td><td>5,000 万円*1 未満</td><td>5,000 万円*1 以上は契約できない</td></tr>
<tr><td rowspan="5">工事現場の技術者制度</td><td>工事現場に置くべき技術者</td><td>監理技術者
*4</td><td colspan="2">主任技術者
*5</td><td>監理技術者
*4</td><td colspan="2">主任技術者
*5</td></tr>
<tr><td rowspan="2">技術者の資格要件</td><td>一級国家資格者

国土交通大臣特別認定者</td><td colspan="2">一級国家資格者
二級国家資格者
登録基幹技能者
実務経験者</td><td>一級国家資格者

実務経験者</td><td colspan="2">一級国家資格者
二級国家資格者
登録基幹技能者
実務経験者</td></tr>
<tr><td colspan="7">監理技術者及び主任技術者については、**工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係**にある者でなければならないので、出向者や派遣の技術者がなることはできません。
但し、以下の場合は出向者であっても監理技術者等になることが例外的に認められています。
①　「営業譲渡」又は「会社分割」により「建設業を譲り受け又は承継した企業」
→　３年間に限り、それぞれ譲渡又は分割を行った企業からの出向者を現場技術者とすることが可能です。

②　国土交通大臣から「持株会社に係る企業集団」の認定を受けた親会社及び子会社
→　親会社からその子会社への出向社員が当該子会社の請け負った建設工事の現場技術者となることができます。
（ただし、当該企業集団に属する親会社又はその子会社（当該建設業者を除く。）がその下請負人となる場合は、この限りでない。）

③　国土交通省不動産・建設経済局建設業課長の確認を受けた「親会社と連結子会社」
→　当該企業間の出向社員を現場技術者とすることができます。
（ただし、当該企業集団を構成する親会社・連結子会社・非連結子会社に下請負する工事については、出向者を現場技術者とすることはできません。）</td></tr>
<tr><td>技術者の現場専任</td><td colspan="7">公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事*2 で、請負金額が 4,500 万円*3 以上となる工事</td></tr>
<tr><td>監理技術者資格者証の必要性</td><td>専任を要するときに必要</td><td colspan="2">必要ない</td><td>専任を要するときに必要</td><td colspan="2">必要ない</td></tr>
</table>

*1：建築一式工事の場合 8,000 万円

*2：①国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事、又は、②鉄道、道路、河川、飛行場、港湾施設、上下水道、電気施設、学校、福祉施設、図書館、美術館、教会、病院、百貨店、ホテル、共同住宅、ごみ処理施設等（個人住宅を除くほとんどの施設が対象）の建設工事

*3：建築一式工事の場合 9,000 万円

*4：特例監理技術者を配置する場合には、当該工事現場に監理技術者補佐（一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者等）の配置が必要。

*5：特定専門工事（下請代金の合計額が 4,500 万未満の鉄筋工事及び型枠工事）において、元請負人（上位下請負人を含む。）が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請負人（建設業者である下請負人に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請負人及び当該下請負人が書面により合意した場合は、当該下請負人に主任技術者を置かなくてもよい。

【営業所技術者等・現場技術者（主任技術者又は監理技術者・特例監理技術者）となるための要件】

		要　　件
○一般建設業の営業所技術者	○主任技術者	１）下記の実務経験*3 を有する者 ①　高等学校の指定学科*1 卒業後　５年以上 ②　高等専門学校の指定学科卒業後　３年以上 ③　大学の指定学科卒業後　３年以上 ④　上記以外の学歴の場合　１０年以上 ２）１）と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認められる者 ①１級及び２級施工管理技士等の国家資格者*3 等又は登録基幹技能者 ②１級の施工管理技士又は技士補（建設機械・電気通信工事を除く）合格後３年の実務経験を有する者*2（指定建設業及び電気通信工事業を除く） ③２級の施工管理技士又は技士補（建設機械・電気通信工事を除く）合格後５年の実務経験を有する者*2（指定建設業及び電気通信工事業を除く）
○監理技術者・特例監理技術者 *5 ○特定建設業の特定営業所技術者	指定建設業以外	１）１級施工管理技士等の国家資格者*3 ２）主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負金額の額が４，５００万円以上である工事に関して２年以上指導監督的な実務経験*4 を有する者（注） ３）１）又は２）と同等以上の能力を有すると認められる者
	指定建設業	１）１級施工管理技士等の国家資格者*3 ２）　１）と同等以上の能力を有するものと認められる者 →　国土交通大臣特別認定者

*1 指定学科：建設業の種類ごとに定められている当該建設業に密接に関連した知識及び技術等を学習することができると認められる学科（次ページ上段の表参照）

*2 技士（補）合格後一定の実務経験を有する者：次ページ下段の表に掲げる検定種目に合格した者（技士又は技士補）は、これに対応する同表に掲げる指定学科*1 卒業者と同等とみなされます。

*3 国家資格者及び実務経験:「監理技術者・特例監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等」及び「主任技術者となりうる実務経験」を参照して下さい。

*4 指導監督的な実務経験：建設工事の設計又は施工の全般について工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

*5 監理技術者・特例監理技術者：上記要件により国土交通大臣から、監理技術者資格者証の交付を受けた者。（平成 16 年 3 月 1 日以降は、監理技術者講習の受講が必要。）

（注）許可を受けようとする建設業が解体工事業である場合において、平成２８年６月１日時点で、とび・土工・コンクリート工事に関し主任技術者に該当している者のうち、とび・土工・コンクリート工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が４，５００万円以上であるものに関し２年以上指導監督的な実務の経験を有する者を含む。

【指　定　学　科】

許可を受けようとする建設業	学　　科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロツク工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゆんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学、又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

【合格した第一次又は第二次検定の技術検定種目と卒業と同等とみなされる指定学科との対応】

検定種目	指定学科
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

【主任技術者となりうる実務経験】

建設工事の種類	実　務　経　験
大工工事業	1.　建築一式工事及び大工工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2.　大工工事及び内装仕上工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	1.　土木一式工事及びとび・土工・コンクリート工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工・コンクリート工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2.　とび・土工・コンクリート工事及び解体工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工・コンクリート工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	1.　建築一式工事及び屋根工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
しゆんせつ工事業	1.　土木一式工事及びしゆんせつ工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、しゆんせつ工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	1.　建築一式工事及びガラス工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	1.　建築一式工事及び防水工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1.　建築一式工事及び内装仕上工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2.　大工工事及び内装仕上工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	1.　建築一式工事及び熱絶縁工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	1.　土木一式工事及び水道施設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	1.　土木一式工事及び解体工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2.　建築一式工事及び解体工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 3.　とび・土工・コンクリート工事及び解体工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

【監理技術者、特例監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等】

2024/10/18施行

:特定建設業の特定営業所技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格

:一般建設業の営業所技術者（又は主任技術者）となり得る国家資格

枠内の数字：資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数

（※）特定建設業の特定営業所技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格を有するものは、一般建設業の営業所技術者（又は主任技術者）となり得る

指定建設業

	資格区分			建設業の種類																											
				土木	建築	大工	左官	とび・土工・コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体
建設業法（技術検定）	1級建設機械施工管理技士			■				■								■																
	1級建設機械施工管理技士補																															
	2級建設機械施工管理技士			□				□								□																
	2級建設機械施工管理技士補																															
	1級土木施工管理技士			■			3	■	■	3			3	■	3	■	■			■	3			3			3		■		3	注1
	1級土木施工管理技士補						3	3	3	3			3		3		3			3	3			3			3		3		3	3
	2級土木施工管理技士	種別	土木	□			5			5			5		5					5	5			5			5				5	注1
			鋼構造物塗装				5	5	5	5			5		5		5				5			5			5		5		5	5
			薬液注入				5		5	5			5		5		5			5	5			5			5		5		5	5
	2級土木施工管理技士補						5	5	5	5			5		5		5			5	5			5			5		5		5	5
	1級建築施工管理技士				■	■	■	■	■	■			■	■	■			■	■	■	■	■	3	■				■	3	3	3	注1
	1級建築施工管理技士補					3	3	3	3	3			3		3			3	3	3	3	3	3	3				3	3	3	3	3
	2級建築施工管理技士	種別	建築		□	5	5	5	5	5			5		5			5	5	5	5	5	5	5				5	5	5	5	注1
			躯体			□	5		5	5			□	□				5	5	5	5	5	5	5				5	5	5	5	注1
			仕上げ			□		5					□		5			□	□	□		□	5					□	5	5	5	5
	2級建築施工管理技士補					5	5	5	5	5			5		5			5	5	5	5	5	5	5				5	5	5	5	5
	1級電気工事施工管理技士										■												3							3		
	1級電気工事施工管理技士補																						3							3		
	2級電気工事施工管理技士										□												5							5		
	2級電気工事施工管理技士補																						5							5		
	1級管工事施工管理技士											■			3		3	3					3	3			3	3	3	3	3	
	1級管工事施工管理技士補														3		3	3					3	3			3	3	3	3	3	
	2級管工事施工管理技士											□			5		5	5					5	5			5	5	5	5	5	
	2級管工事施工管理技士補														5		5	5					5	5			5	5	5	5	5	
	1級電気通信工事施工管理技士																								■							
	1級電気通信工事施工管理技士補																															
	2級電気通信工事施工管理技士																								□							
	2級電気通信工事施工管理技士補																															
	1級造園施工管理技士						3	3	3	3			3		3		3			3	3			3		■	3		3		3	3
	1級造園施工管理技士補						3	3	3	3			3		3		3			3	3			3			3		3		3	3
	2級造園施工管理技士						5	5	5	5			5		5		5			5	5			5		□	5		5		5	5
	2級造園施工管理技士補						5	5	5	5			5		5		5			5	5			5			5		5		5	5
建築士法（建築士試験）	1級建築士				■	■				■			■	■								■										
	2級建築士				□	□				□			□									□										
	木造建築士					□																										
	建築設備士（注2）										1	1																				
技術士法（技術士試験）	建設（「鋼構造及びコンクリート」）・総合技術監理（建設）（「鋼構造及びコンクリート」）			■				■			■			■		■	■									■						注1
	建設「鋼構造及びコンクリート」を除く・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」を除く）			■				■			■					■	■									■						注1
	農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）			■				■																								
	電気電子・総合技術監理（電気電子）										■														■							
	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）											■											■									
	機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く）																						■									
	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道）											■															■		■			
	上下水道（「下水道」）・総合技術監理（上下水道）（「下水道」）											■																	■			
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）			■				■									■															
	森林「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業・林産」）																									■						
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）			■				■																		■						
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）											■																	■			
	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）											■																	■		■	
	衛生工学「建築物環境衛生管理」・総合技術監理（衛生工学「建築物環境衛生管理」）											■																				

指定建設業

	資格区分	建設業の種類																												
		土木	建築	大工	左官	とび・土工・コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体
電気工事士法（電気工事士試験）	第1種電気工事士																													
	第2種電気工事士								3																					
電気事業法（電気主任技術者国家試験等）	電気主任技術者（1種・2種・3種）								5																					
電気通信事業法（電気通信主任技術者試験）	電気通信主任技術者																						5							
電気通信事業法（工事担任者）	工事担任者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方）の交付を受けた者（注8）																						3							
	工事担任者（総合通信）の交付を受けた者（注8）																						3							
水道法（給水装置工事主任技術者試験）	給水装置工事主任技術者									1																				
消防法（消防設備士試験）	甲種消防設備士																													
	乙種消防設備士																													
職業能力開発促進法（技能検定）	1級建築大工																													
	2級建築大工			3																										
	1級型枠施工																													
	2級型枠施工			3		注9																								
	1級左　　官																													
	2級左　　官				3																									
	1級とび																													
	2級とび					注10																								3
	1級コンクリート圧送施工																													
	2級コンクリート圧送施工					注9																								
	1級ウェルポイント施工																													
	2級ウェルポイント施工					注11																								
	1級冷凍空気調和機器施工																													
	2級冷凍空気調和機器施工									3																				
	1級配管（選択科目「建築配管作業」）																													
	2級配管（選択科目「建築配管作業」）									3																				
	1級タイル張り																													
	2級タイル張り										3																			
	1級築炉																													
	2級築炉										3																			
	1級ブロック建築																													
	2級ブロック建築						3				3																			
	1級石材施工																													
	2級石材施工						3																							
	1級鉄工																													
	2級鉄工											3																		
	1級鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）																													
	2級及び3級鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）												3																	
	1級工場板金																													
	2級工場板金															3														
	1級建築板金「ダクト板金作業」																													
	2級建築板金「ダクト板金作業」							3		3						3														
	1級建築板金「ダクト板金作業」以外																													
	2級建築板金「ダクト板金作業」以外							3								3														
	1級かわらぶき																													
	2級かわらぶき							3																						
	1級ガラス施工																													
	2級ガラス施工																3													
	1級塗装																													
	2級塗装																	3												
	路面標示施工																													
	1級畳製作・内装仕上げ施工・表装																													
	2級畳製作・内装仕上げ施工・表装																			3										
	1級熱絶縁施工																													
	2級熱絶縁施工																					3								
	1級建具制作・カーテンウォール施工・サッシ施工																													
	2級建具制作・カーテンウォール施工・サッシ施工																									3				
	1級造　　園																													
	2級造　　園																							3						
	1級防水施工																													
	2級防水施工																	3												
	1級さ く 井																													
	2級さ く 井																								3					

指定建設業

	資格区分		建設業の種類																											
			土木	建築	大工	左官	とび・土工・コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体
その他	地すべり防止工事士（注3）						注12																			1					
	基礎ぐい工事（注4）																														
	1級計装士（注5）									1	1																				
	解体工事施工技士（注6）																														
	基幹技能者（注7）	種目 登録電気工事基幹技能者																													
		登録橋梁基幹技能者																													
		登録造園基幹技能者																													
		登録コンクリート圧送基幹技能者																													
		登録防水基幹技能者																													
		登録トンネル基幹技能者																													
		登録建設塗装基幹技能者																													
		登録左官基幹技能者																													
		登録機械土工基幹技能者																													
		登録海上起重基幹技能者																													
		登録PC基幹技能所																													
		登録鉄筋基幹技能者																													
		登録圧接基幹技能者																													
		登録型枠基幹技能者																													
		登録配管基幹技能者																													
		登録鳶・土工基幹技能者																													
		登録切断穿孔基幹技能者																													
		登録内装仕上工事基幹技能者																													
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																													
		登録エクステリア基幹技能者																													
		登録ALC基幹技能者																													
		登録建築板金基幹技能者																													
		登録外壁仕上基幹技能者																													
		登録ダクト基幹技能者																													
		登録保温保冷基幹技能者																													
		登録ウレタン断熱基幹技能者																													
		登録グラウト基幹技能者																													
		登録冷凍空調基幹技能者																													
		登録運動施設基幹技能者																													
		登録基礎工基幹技能者																													
		登録タイル張り基幹技能者																													
		登録標識・路面標示基幹技能者																													
		登録土工基幹技能者																													
		登録発破・破砕基幹技能者																													
		登録圧入基幹技能者																													
		登録送電線工事基幹技能者																													
		登録消化設備基幹技能者																													
		登録建築大工基幹技能者																													
		登録建築測量基幹技能者																													
		登録硝子工事基幹技能者																													
		登録さく井基幹技能者																													
		登録解体基幹技能者																													
		登録あと施工アンカー基幹技能者																													
		登録計装基幹技能者																													
		登録土質改良基幹技能者																													
		登録都市トンネル基幹技能者																													
		登録潜函基幹技能者																													

【備考】

（注1）　解体工事業について、技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験資格に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。

（注2）　建築士法第二条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。

（注3）　地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。

（注4）　基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士試験が該当します。

（注5）　建築物等に計装装置等を設置する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。

（注6）　解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当します。

（注7）　建設業法施行規則第十八条の三第二項第二号の登録基幹技能者講習を終了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していないものについては実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとします。

（注8）　令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。

（注9）　合格後、コンクリート工事に関し三年以上実務の経験を有する者

（注10）合格後、とび工事に関し三年以上実務の経験を有する者

（注11）合格後、土工工事に関し三年以上実務の経験を有する者

（注12）合格後、土工工事に関し一年以上実務の経験を有する者

鉄則２
個人住宅を除くほとんどの工事では、請負代金が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の工事に係る主任技術者又は監理技術者は、その工事現場に専任しなければならない

主任技術者・監理技術者・監理技術者補佐の現場専任→建設業法第２６条第３項
特定専門工事の元請負人の主任技術者の現場専任→建設業法第２６条の３
専任を必要とする工事の範囲→建設業法施行令第２７条

この鉄則の趣旨を知ろう

建設工事の安全かつ適正な施工を確保するためには、元請下請の別にかかわらず、技術者が常時継続的に現場に置かれることが必要です。

各工事現場に置かれる技術者は、職務を適正に遂行できる範囲においては、他の工事現場の技術者を兼ねることも想定されますが、公共性のある工作物に関する重要な工事については、工事目的物の品質の確保を徹底する必要があるので、他現場との兼務が禁止されています。

公共性のある重要な工事

１　国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
２　以下に掲げるものに関する工事（民間工事を含みます）
（1）鉄道、軌道、索道
（2）道路、橋
（3）護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物
（4）飛行場、港湾施設、漁港施設、運河
（5）上水道又は下水道
（6）電気事業用施設
（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設）
（7）ガス事業用施設
（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設）
（8）石油パイプライン事業法第５条第２項第２号に規定する事業用施設
（9）電気通信事業法第９条に規定する電気通信回線設備を設置する電気通信事業者がその事業の用に供する施設
⑽ 放送法第２条第２３号に規定する基幹放送事業者又は第２４号に規定する基幹放送局提供事業者が放送の用に供する施設
⑾ 学校
⑿ 図書館、美術館、博物館又は展示場
⒀ 社会福祉法第２条第１項に規定する社会福祉事業の用に供する施設
⒁ 病院又は診療所
⒂ 火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設
⒃ 熱供給事業法第２条第４項に規定する熱供給施設
⒄ 集会場又は公会堂
⒅ 市場又は百貨店
⒆ 事務所
⒇ ホテル又は旅館
㉑ 共同住宅、寄宿舎又は下宿
㉒ 公衆浴場
㉓ 興行場又はダンスホール
㉔ 神社、寺院又は教会
㉕ 工場、ドック又は倉庫
㉖ 展望塔

専任が求められる工事とは

・　主任技術者又は監理技術者の現場専任が求められる工事は、「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」で工事一件の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上のものと定められています。

「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」には、**発注者が公的機関でない、いわゆる民間工事**が含まれており、個人住宅を除くほとんどの工事がその対象となっています。

・　特定専門工事においては、元請負人（上位下請負人を含む。）の主任技術者は、直接契約を締結した下請負人（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求めています。

※主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、特定の要件を全て満たさなければなりません。（専任特例１号～詳細はｐ１７をご参照ください。）なお、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能です。

※特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置かなければなりません。（専任特例２号～詳細はｐ１９をご参照ください。）

なお、特例監理技術者が兼務する場合の現場数は、兼務する現場を含め合計２までとされています。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請負人としての職務が適正に遂行できる範囲とされています。

※営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）は、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ＩＣＴの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められます。なお、営業所技術者等における兼務については、ｐ２１をご参照ください。）

他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼務

＊専任特例１号、専任特例２号、監理技術者補佐又は特定専門工事の元請負人の主任技術者との兼務を除く。

区分			他の建設工事		
			公共性のある重要な工事		左記以外の工事
			請負代金の額 4,500 万円＊未満	請負代金の額 4,500 万円＊以上	
現在の建設工事	公共性のある重要な工事	請負代金額 4,500 万円＊未満	○	×	○
		請負代金額 4,500 万円＊以上	×	×	×
	上記以外の工事		○	×	○

＊「○」は現在の建設工事において主任技術者又は監理技術者となっている者が、他の建設工事の主任技術者又は監理技術者と兼務できる場合をいう。できない場合は「×」で表示。

＊「請負代金の額 4,500 万円」については、建築一式工事の場合は「請負代金の額 9,000 万円」と読み替える。

「工事現場ごとに専任」するとは？

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものです。

当該建設工事の技術上の管理や施工に従事する者の技術上の指導監督といった監理技術者等の職務を踏まえると、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられますが、一方で、専任の趣旨を踏まえると、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではありません。

なお、技術者の専任配置に関しては、令和６年１２月１３日施行により、専任特例１号（要件に合致する場合の兼務）、専任特例２号（補佐を置く場合の兼務）及び営業所技術者等の兼務（要件に合致する場合の兼務）について、新たに規定されました。（詳細は、ｐ１７をご参照ください。）

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は必要としません。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっていることが必要です。

※「専任」については、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（最終改正 令和７年１月２８日国不建技第１４７号）をご参照ください。

こちらから→

「専任が必要な工事」以外の工事とは

・　請負金額 4,500 万円未満の工事等であれば、主任技術者は、複数の工事現場の兼務が可能です。

なお、当該主任技術者が各工事現場においてその職務（施工の技術上の管理等）を誠実に行うことが可能な範囲に限ります。

「発注者から直接建設工事を請け負った場合」の専任期間

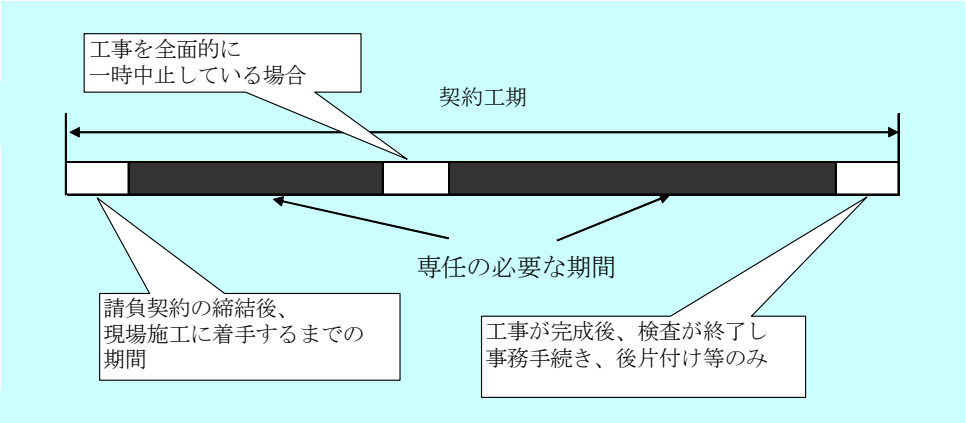

※下記の場合は専任が不要です。

・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

・工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財の調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間

「工場製作を含む場合」の専任期間

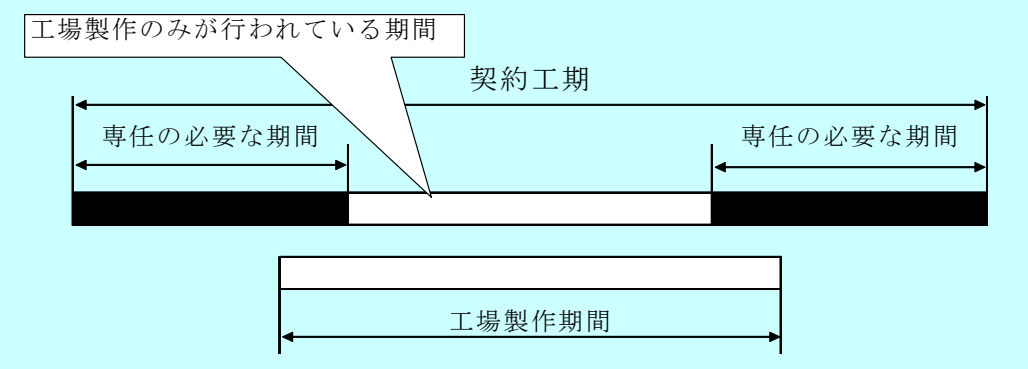

※下記の場合は専任が不要です。
・橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

下請工事であっても主任技術者の専任が必要

下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、当該下請工事（再下請負した工事があるときは、当該工事を含む。）の施工期間とされています。

そのため、工事が三次下請業者まで下請されている場合で、三次下請業者が作業を行っている日については、一次下請業者及び二次下請業者は自らが直接施工する工事がないときであってもその主任技術者は現場に専任していなければなりません。

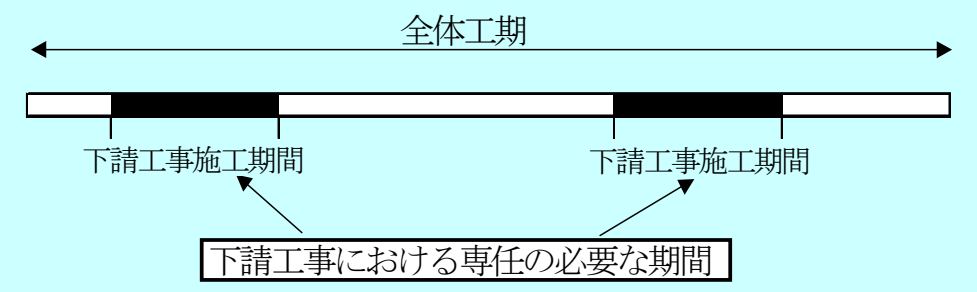

「専任」の技術者が他の工事の技術者を兼任できる例外

主任技術者については、現在専任している建設工事と密接な関係がある他の工事で、現在専任している工事と同一の場所又は近接した場所で施工される工事の主任技術者との兼務が認められています。

専任の監理技術者等については、大規模な工事に係る統合的な監理を行う性格上、前述のような兼務は認められませんが、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができるとされています。

主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例が規定されました

（令和６年 12 月 13 日施行）

【①　専任特例１号について（主任技術者・監理技術者の専任工事現場の兼任）】
（法第二十六条第三項第一号、第四項）

ポイント

各建設工事の請負代金の額が、１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）の場合、任技術者又は監理技術者は、**下記の要件１）～要件８）のすべてに適合する場合**、それぞれ専任を要する工事を兼務できることとされました。

なお、工事途中において、請負代金の額が１億円（建築一式工事の場合は２億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければなりません。

※専任特例１号の要件については、建設業法の目的である「適正な施工を確保し発注者を保護する」ことを前提にしつつ、担い手確保や生産性向上、あるいはＤＸ技術の進展など、現状の建設業を取り巻く環境及び状況を踏まえ、その規定内容の水準を設定したものとなっています。

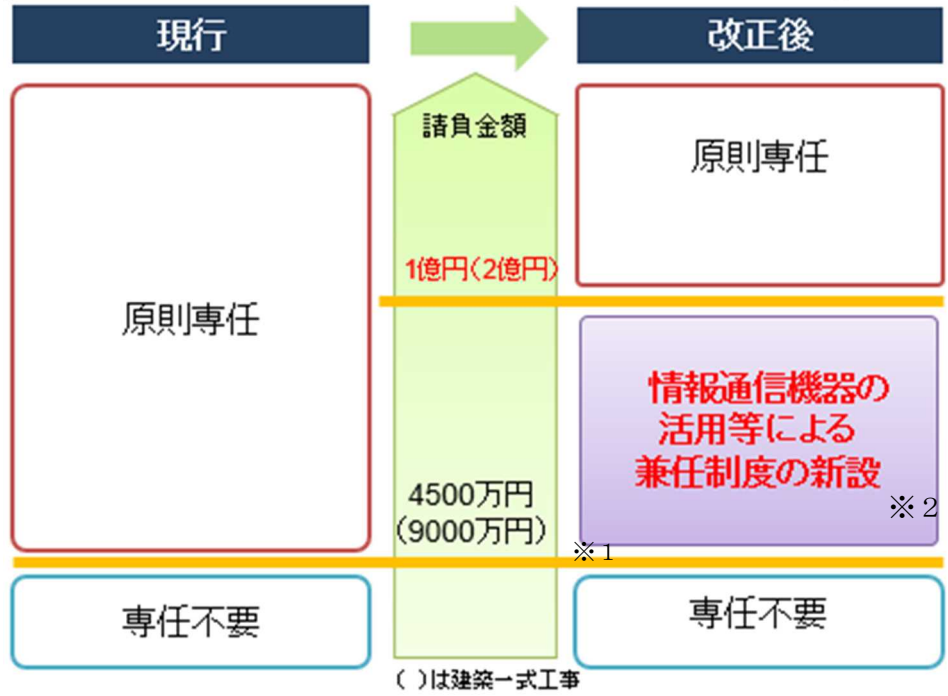

【兼任の要件】
- 要件１）請負代金
- 要件２）工事現場間距離
- 要件３）下請次数
- 要件４）連絡員配置
- 要件５）施工体制を確認できる情報通信技術の措置
- 要件６）人員配置計画
- 要件７）現場状況確認のための情報通信機器の設置
- 要件８）兼任現場数

※1：近年の建設工事費の高騰に伴い、金額引き上げ（令和7年2月1日施行）
※2：主任技術者・監理技術者に適用可能
補足：上図中「原則専任」について、監理技術者を補佐する者を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能（主任技術者は適用不可）。
この制度は改正後も引き続き活用可能。

要件１）請負代金（令第二十八条）
　各建設工事の請負代金の額が、１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。

要件２）工事現場間距離（規則第十七条の二第一項第一号）
　建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね２時間以内であること。
　　なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行う必要があります。

要件３）下請次数（規則第十七条の二第一項第二号）
　当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が３を超えないこと。
　なお、工事途中において、下請次数が３を超える場合、専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければなりません。

要件４）連絡員配置（規則十七条の二第一項第三号）
　当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。
　なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し１年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

※連絡員は、各工事毎に置く必要があります。
　なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能です。
　また１つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能です。

　　例：工程会議や品質検査等が２つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）

※連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同様

※連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求められません。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ありません。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意する必要があります。

要件５）施工体制における情報通信技術の措置（規則十七条の二第一項第四号）
　当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じる必要があります。
　なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、ＣＣＵＳ※又はＣＣＵＳとＡＰＩ連携※したシステムであることが望ましいですが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可。
※ＣＣＵＳ：建設キャリアアップシステム
※ＡＰＩ：Application Programming Interface ～異なるシステム間データの相互利用の仕組

要件６）人員配置計画（規則第十七条の二第一項第五号、第二項）
当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。
また、当該計画書は、規則二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存する必要があります。
なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能です。

イ　当該建設業者の名称及び所在地
ロ　主任技術者又は監理技術者の氏名
ハ　主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
ニ　各建設工事に係る次の事項
（イ）当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
（ロ）当該建設工事の内容（法別表１上段の建設工事の種類）
（ハ）当該建設工事の請負代金の額
（ニ）工事現場間の移動時間
（ホ）下請次数
（ヘ）連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
（ト）施工体制を把握するための情報通信技術
（チ）現場状況を把握するための情報通信機器

要件７）現場状況確認のための情報通信機器の設置（規則第十七条の三）
主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであれば可。条件を満足するものであれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも問題ありません。
※通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合は、要件を満たしません。

要件８）兼任現場数（令第三十条）
兼務する建設工事の数は、２を超えてはいけません。
なお、「専任特例１号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能ですが、専任を要しない工事現場についても、要件２）～要件７）の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が２を超えてはなりません。

【②　専任特例２号について（監理技術者補佐を設置する場合の監理技術者の兼務の特例）】
（法二十六条第三項第二号）

ポイント

専任特例２号について、監理技術者は専任を要する工事を兼務できることとされ、適用にあたっては、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置かなければなりません。
なお、監理技術者が兼務できる工事現場数は２とされています（法第二十六条第四項、令第三十条）。
兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議へ

の参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲となります。

この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者への説明を行い承諾を得ることが必要です。

なお、監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から監理技術者の変更を指示することができます（法第二十八条一項第五号）。

なお、工事現場の数が１であっても監理技術者を補佐する者を配置することは可能ですが、当該監理技術者が他の工事現場を兼務することはできません。また、専任特例２号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とはなりません。

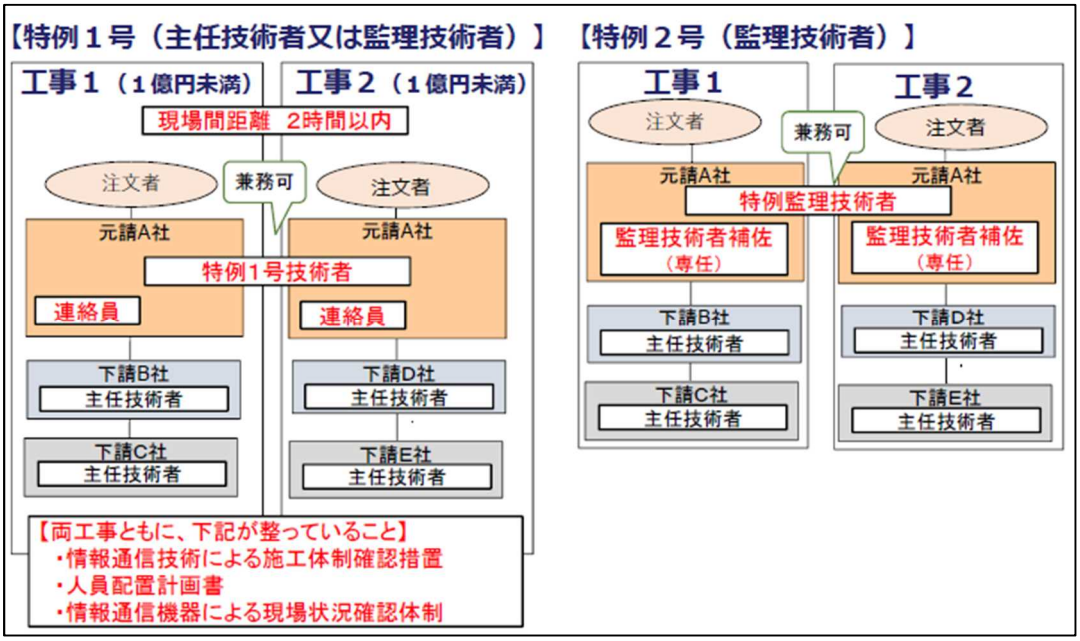

【③　主任技術者による密接に関連する工事の管理について】
（令第二十七条第二）

ポイント

下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合等、密接に関連する二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。

これについては、当面の間、以下のとおり取り扱われます。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されません。

１）工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が１０ｋｍ程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合で、令第二十七条第二項が適用される場合に該当。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えありません。

２）１）の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則２件程度となります。

３）１）及び２）の適用に当たっては、法第二十六条第三項が、公共性のある施設又は多

数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するといいう趣旨で設けられていることに鑑み、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえ、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要です。

また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれます。

【④　このほか、複数の請負工事を同一の工事とみなす取り扱いにおける判断等について】

ポイント

同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が 当該複数工事全体を管理することができます。

この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければなりません。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。（専任特例の場合を除く。）

なお、本条件を適用した場合は一の工事現場との考えとなるため、前述【①】～【③】の特例を併用することは可能です。

【⑤　同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例１号を活用した工事現場と専任特例２号を活用した工事現場を兼務することはできません。】

営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係について

（令和 6 年 12 月 13 日施行）

ポイント

以下（１）～（３）の各建設工事について、要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができます。ただし、専任特例を活用する場合を除きます。

また、以下（１）～（３）の併用はできません。

（１）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事（法二十六条の五）
以下ア～エの全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
イ 兼ねる工事現場の数が１以下であること。
ウ 前述の選任特例１号要件１）～要件７）を満たしていること。
※なお、前述の選任特例１号要件２）について、「他の建設工事現場から当該工事現場」とあるのは、「営業所から当該工事現場」と読み替え、前述の選任特例１号要件６）ロについては、所属する営業所の名称を加え、前述の選任特例１号要件６）ニ（イ）については、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称を加える。
エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（２）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）（平成十五年四月二十一日付国総建第十八号）。
以下ア～エの全てを満たすことが必要。

ア　営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
イ　工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
ウ　当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
エ　営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（３）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（（２）の場合以外）
（１）の要件を全て満たすこと。

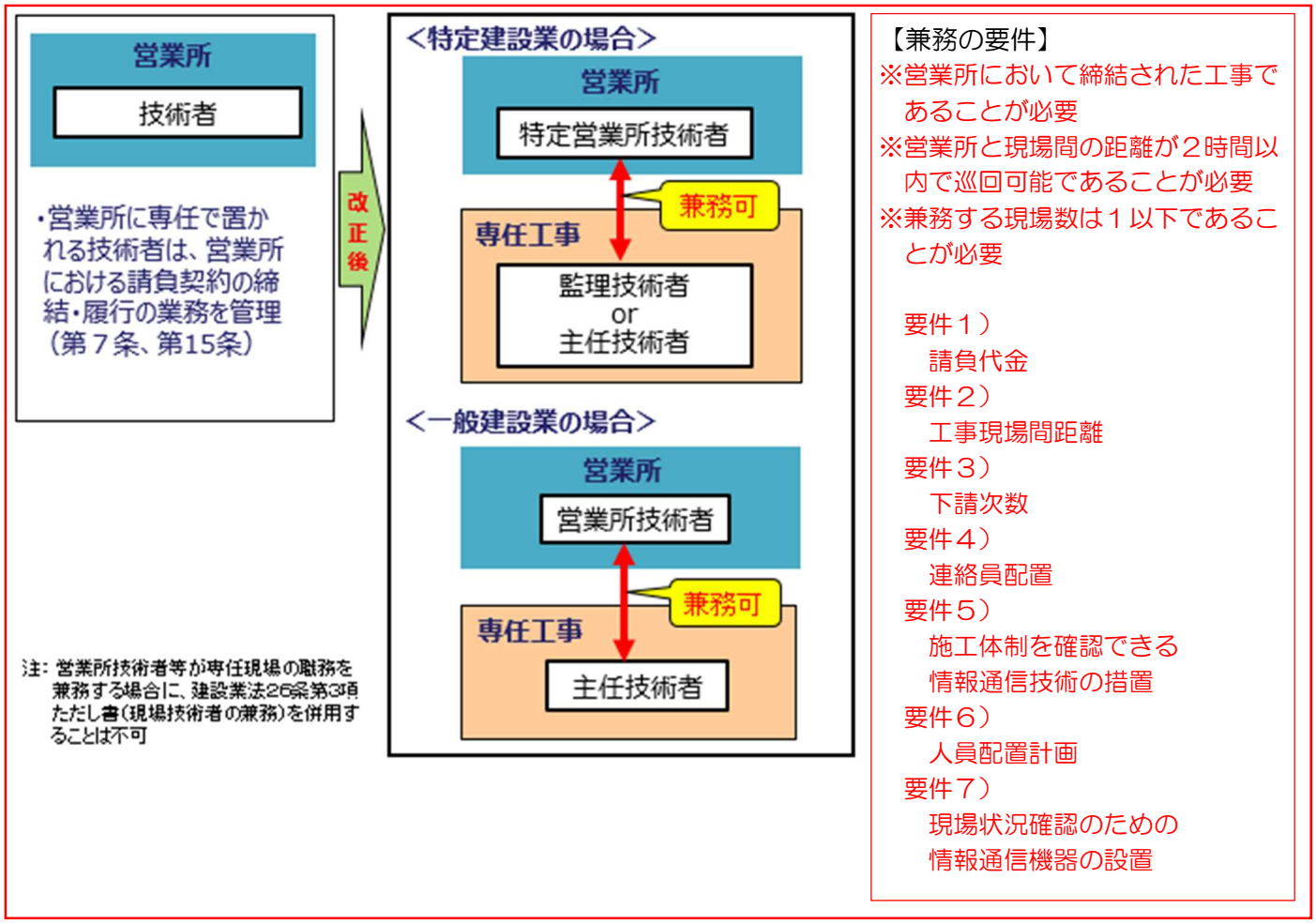

監理技術者補佐について

ポイント

監理技術者補佐は、工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされており（法第二十六条第三項第二号)、また、次のいずれかに該当する者である必要があります。

ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、以下の 2)に限ります。(令第二十九条)

1) 請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。(一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。)

2) 請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者。

参考：現場代理人について

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務づけられています（公共工事標準請負契約　約款第１０条第２項)。

しかしながら、昨今、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、厳しい経営環境下における施工体制の合理化の要請にも配慮し、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合（※）には、例外的に常駐を要しないこととすることができるものとされました（公共工事標準請負契約　標準約款第１０条第３項)。

（※）工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合

具体的にどのような場合に常駐義務を緩和するかについては、受注者から現場代理人に付与された権限の範囲や、工事の規模・内容等に応じた運営、取締り等の難易等を踏まえて発注者が判断すべきものですが、その基本的な考え方は次のとおりです。

（１）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することが考えられます。

（２）（１）以外にも、次の①及び②をいずれも満たす場合には、常駐義務を緩和することが考えられます。

① 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと（安全管理、工程管理等の内容にもよるが、例えば、主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない程度の規模・内容であること）

② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

また、常駐義務の緩和に伴い、他の工事の現場代理人又は技術者等を兼任することも可能とな

ったところですが、兼任を可能とする典型的な例としては、（２）①及び②並びに次のアからウまでの全てを満たす場合が挙げられます。

ア 兼任する工事の件数が少数であること
（工事の規模・内容、兼任する工事間の近接性等にもよるが、例えば２～３件程度）

イ 兼任する工事の現場間の距離（移動時間）が一定範囲内であること
（工事の規模・内容、兼任する工事件数等にもよるが、例えば同一市町村内であること）

ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

なお、上記によっても、建設業法第２６条第３項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意する必要があります。

鉄則３
「一式工事に含まれる専門工事」又は「附帯工事」を自ら施工する場合には「専門技術者」を配置しなければならない

専門技術者の配置→建設業法第２６条の２
附帯工事→建設業法第４条

この鉄則の趣旨を知ろう

土木一式工事又は建築一式工事の施工内容には電気工事等の専門工事が含まれています。
また、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、その建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事をも請け負うことができるとされています。
一式工事に含まれる専門工事や附帯工事を的確に施工するためには、当該専門工事等に係る主任技術者と同程度の技術者により施工上の管理を行うことが必要であるため、当該工事を自ら施工しようとする場合には、この鉄則に従う必要があります。
なお、自ら専門技術者を置くことができないときには、当該専門工事等の許可業者に下請負しなければなりません。

「専門技術者」の資格要件

専門技術者として置く技術者は、当該専門工事等の許可業種に係る主任技術者資格を満たす者であることが必要です。

「専門技術者」は500万円未満の建設工事については置かなくてもよい

自ら施工しようとする「一式工事の内容の一部である専門工事」又は「建設業者が請け負った工事に附帯する工事」が 500 万円未満の軽微な工事である場合には、専門技術者の配置を行わなくてもよいこととなっています。

「専門技術者」と主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は兼務可能

当該工事に置かれた主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が、専門技術者の資格要件を

備えている場合には、当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が専門技術者を兼務することができます。

一式工事における「専門技術者」

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合、これらの一式工事の内容である他の建設工事（例えば、住宅建築工事を施工する場合の、屋根工事、電気工事等の一式工事の内容となる専門工事）を**自ら施工**しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者（**専門技術者**）を工事現場に置かなければなりません。

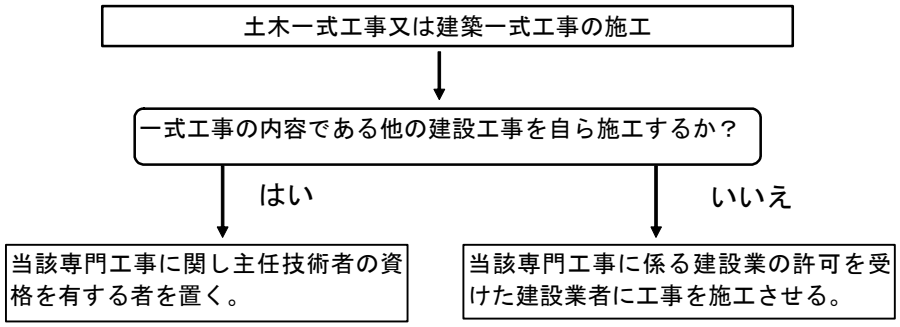

附帯工事における「専門技術者」

建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（例えば、建築物の電気配線の改修に伴い、必要が生じた内装仕上工事等）を**自ら施工**するときは、当該附帯工事の専門技術者を置かなければなりません。

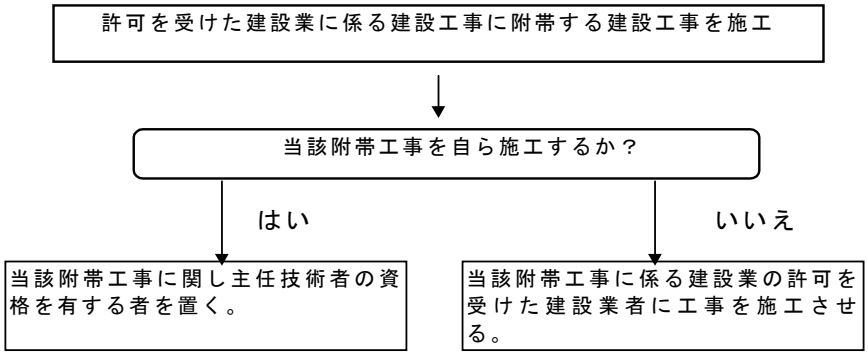

鉄則４
ＪＶ（建設工事共同企業体）工事では、すべての構成員が技術者を現場に配置しなければならない

主任技術者・監理技術者の配置→建設業法第２６条第１項、第２項
主任技術者・監理技術者の現場専任→建設業法第２６条第３項
共同企業体運用準則→共同企業体の在り方について
（昭和 62 年建設省中建審発第 12 号）

主任技術者及び監理技術者はこう配置する［甲型（共同施工方式）JV］

［甲型ＪＶで下請代金の総額が 5,000 万円（建築一式：8,000 万円）未満の場合］

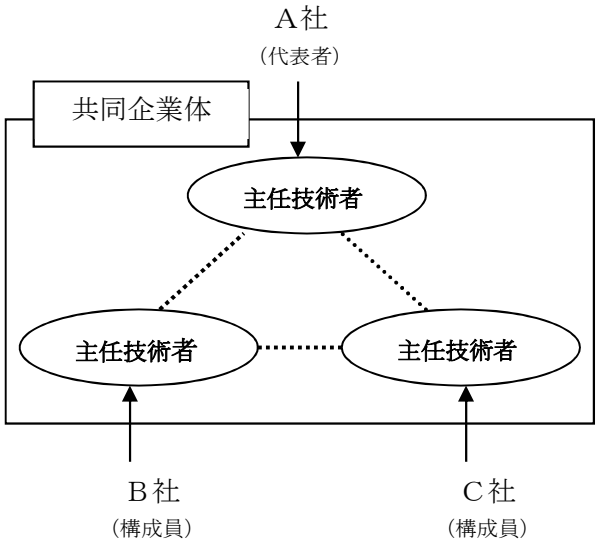

①すべての構成員が主任技術者を配置。
注）共同企業体運用準則では、ＪＶ工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。

②発注者から請け負った建設工事（建築一式を除く）の請負代金の額が 4,500 万円以上の場合は、主任技術者は当該工事に専任。

［甲型ＪＶで下請代金の総額が 5,000 万円（建築一式：8,000 万円）以上の場合］

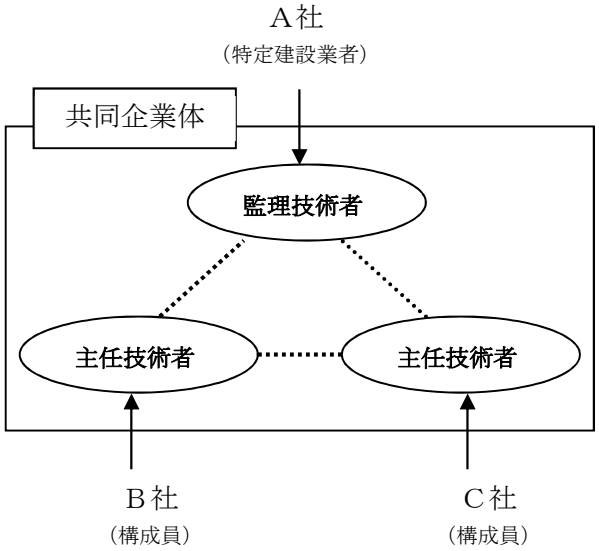

①特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者又は特例監理技術者を、他の構成員が主任技術者を配置。
注）共同企業体運用準則では、ＪＶ工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
②監理技術者*1 及び主任技術者は、当該工事に専任。（発注者から請け負った建設工事（建築一式）の請負代金の額が 9,000 万円未満の場合は、専任不要）
*1 特例監理技術者を設置した場合を除く。

主任技術者及び監理技術者はこう配置する［甲型（共同施工方式）地域維持型 JV］

［甲型地域維持型ＪＶで下請代金の総額が 5,000 万円（建築一式：8,000 万円）未満の場合］

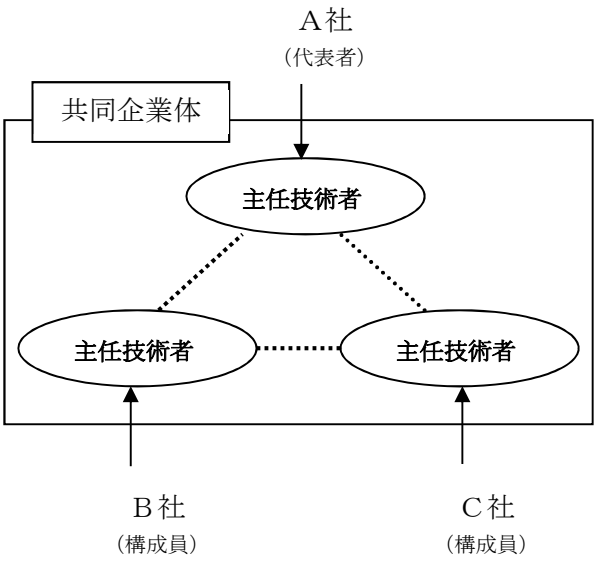

①すべての構成員が主任技術者を配置。
注）共同企業体運用準則では、ＪＶ工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。

②発注者から請け負った建設工事（建築一式を除く）の請負代金の額が 4,500 万円以上であっても、土木又は建築工事業の許可を有した上位等級の構成員が主任技術者を専任させる場合は、<u>他の構成員は専任不要</u>。

［甲型地域維持型ＪＶで下請代金の総額が 5,000 万円（建築一式：8,000 万円）以上の場合］

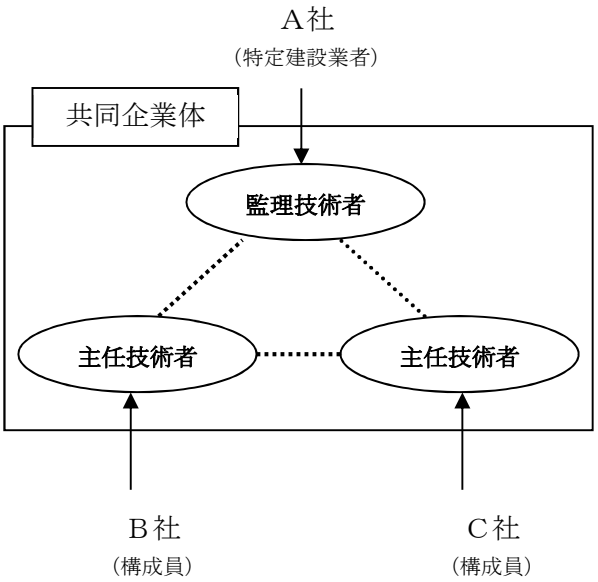

①特定建設業者たる構成員１社以上が監理技術者又は特例監理技術者を、他の構成員は主任技術者を配置。
注）共同企業体運用準則では、ＪＶ工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
②土木又は建築工事業の許可を有した上位等級の構成員が監理技術者*1 を専任させる場合は、<u>他の構成員は専任不要</u>。（発注者から請け負った建設工事（建築一式）の請負代金の額が 9,000 万円未満の場合は、全て専任不要）
*1　特例監理技術者を設置した場合を除く。

主任技術者及び監理技術者はこう配置する［乙型（分担施工方式）JV］

［乙型ＪＶで分担工事に係る下請代金の総額が 5,000 万円（建築一式：8,000 万円）未満の場合］

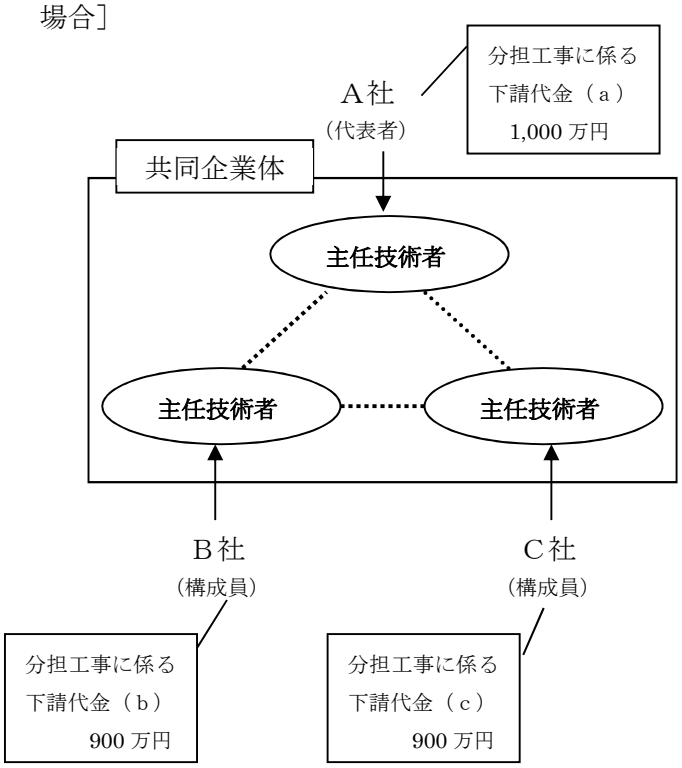

①すべての構成員が主任技術者を配置。
注）共同企業体運用準則では、ＪＶ工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。

②分担工事（建築一式を除く）に係る請負代金の額が 5,000 万円以上の場合は、主任技術者は当該工事に専任。

［乙型ＪＶで分担工事に係る下請代金の総額が 5,000 万円（建築一式：8,000 万円）以上の場合］

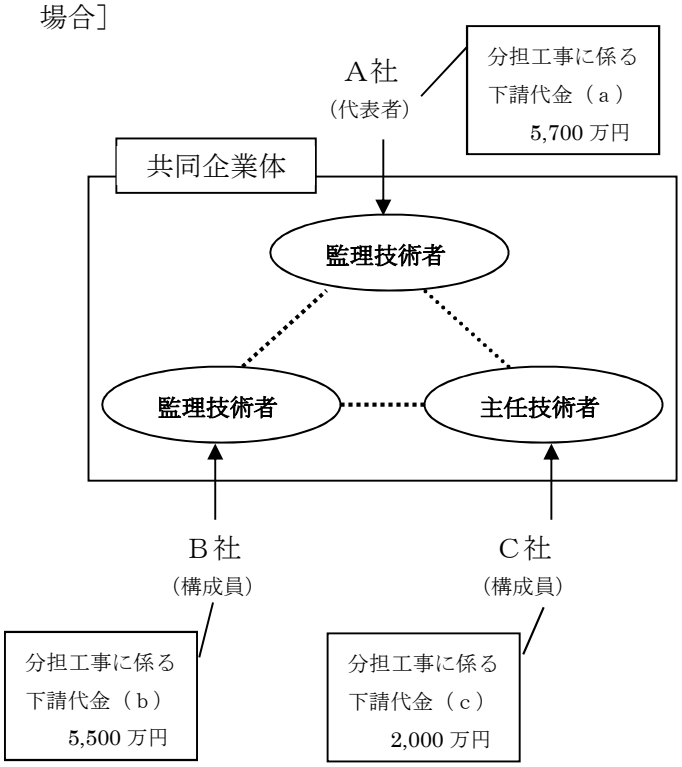

①代表者及び構成員であっても分担工事に係る下請代金が 5,000 万円（建築一式：8,000 万円）以上となった者は監理技術者又は特例監理技術者を、他の構成員は主任技術者を配置。
注）共同企業体運用準則では、ＪＶ工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
②分担工事（建築一式）に係る請負代金の額が 9,000 万円以上の場合は、監理技術者*1 又は主任技術者は当該工事に専任。
*1　特例監理技術者を設置した場合を除く。

鉄則５
一括下請負はしない、させない！！
一括下請負の禁止→建設業法第２２条

この鉄則の趣旨を知ろう

建設工事の発注者が受注者となる建設業者を選定するに当たっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価をしますから、受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して当該**建設業者に寄せた信頼を裏切る**ことになります。

さらに、一括下請負を容認すると、**中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化**等が発生するとともに、施工能力のない**商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く**ことになり、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。

そのため、建設業法では、一括下請負を厳しく禁止しているのです。

建設業から排除すべき「一括下請負」

一括下請負とは、

イ　請け負った建設工事の**全部**又は**その主たる部分を自ら施工を行わず**一括して他の業者に請け負わせる場合

ロ　請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から**独立してその機能を発揮する工作物**の建設工事を**自ら施工を行わず**一括して他の業者に請け負わせる場合であって、<u>元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与</u>している（元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っている）と認められないものを指します。

単に現場に技術者を置いているだけの状態や、元請負人との間に**直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者を現場に配置しなかった**場合については、<u>実質的に関与したとは言えません</u>ので、注意下さい。

[下請工事への実質的な関与]が認められるためには

- 自社の技術者が下請工事の
  ①施工計画の作成　②工程管理
  ③品質管理　④安全管理
  ⑤技術的指導　⑥発注者等との協議
  ⑦下請負人からの協議事項への判断・対応
  ⑧請け負った建設工事全体のコスト監理
  等について、**全て主体的な役割**を現場で果たしていることが必要

- 上の業務を**2業者で分担**して行うのは**原則不可**。
  （1業者が必要人員を現場に配置すれば、可能なため）

- 発注者から工事を直接請け負った者については、加えて
  ⑨近隣住民への説明
  について、主体的な役割を果たすことが必要

下請間でも「一括下請負」を問われる場合がある

一括下請負は<u>１次下請以下の下請工事についても禁止</u>されています。

【発注者】→【元請負人】→【一次下請】→【二次下請】→【三次下請】

①　②　③

<u>①だけでなく、②③についても一括下請負は問われます！</u>

「一括下請負」は注文者も請負人も問われます

一括下請負は、当該下請工事の注文者（元請）だけでなく、<u>請負人（下請）も監督処分の対象</u>となります。

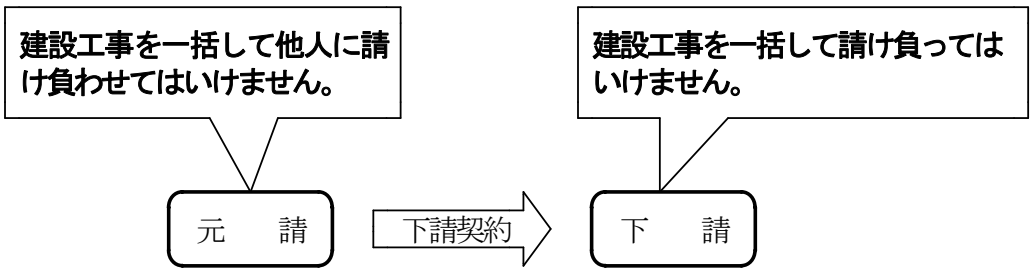

「親会社と子会社間」での下請負についても適用があります

親会社から子会社への下請工事であっても、別会社である以上、実質的関与がないと判断される場合には、一括下請負に該当します。

「複数の下請を使っていた」場合でも実質的関与がないといけません

下請が複数あったとしても、下請工事への実質的関与がないと判断される場合には、一括下請負に該当します。

「一括下請負」には、重いペナルティが待っています

一括下請負は、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、<u>国土交通省としては、原則として営業停止処分により厳正に対処する</u>とともに、一括下請負と判断された工事についてはその工事を実質的に施工していると認められないため、経営事項審査における<u>完成工事高から当該工事に係る金額を除外</u>することとしています。

鉄則６
無許可業者に下請代金が 500 万円以上となる建設工事を下請負させてはならない

建設業の許可がなければ請け負えない→建設業法第３条
許可がなくても請け負うことができる軽微な建設工事→建設業法施行令第１条の２
無許可での営業は監督処分の対象→建設業法第２８条第１項第２号
無許可業者との契約は監督処分の対象→建設業法第２８条第１項第６号

この鉄則の趣旨を知ろう

建設業を営む者は「軽微な建設工事」を請け負うことのみを営業とする者を除き、一般建設業又は特定建設業の区分に応じて、建設業の種類ごとに国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

無許可営業の禁止の効果をより確実にするためには、建設業者が無許可業者との下請契約の締結を行わないようにする必要があります。

そこで、建設業許可業者に対しても、下請代金が 500 万円以上となる建設工事を無許可業者に下請負させることがないよう求めています。

「軽微な建設工事」とは

建設業の許可がなくても請け負うことができる「軽微な建設工事」は以下の①～③の工事と定められています。

下請工事では②③に該当するケースがほとんどないため、無許可業者に下請負可能な工事は 500 万円未満の工事が基本となります。

①工事１件の請負代金の額が 500 万円未満の工事
②工事１件の請負代金の額が 1500 万円未満の建築一式工事
③延べ面積　150 ㎡未満の木造住宅に係る建築一式工事
注）上記①②については、注文者が材料を支給する場合には、請負代金に支給材料の市場価格（運送賃含む。）を加えた額で判断して下さい。

「無許可業者」とは

無許可業者とは以下の①②の業者を指します。
①まったく建設業の許可を受けずに建設業を営んでいる者
②ある業種の建設業許可は有しているが、当該下請工事の種類に係る業種についての許可を受けていない者

「一式工事」のみで専門工事を請負うことはできない

土木一式工事及び建築一式工事のみの許可を受けた者が、他の専門工事（軽微な建設工事を除く。）を請負う場合は、その専門工事業の許可が必要となります。

例）建築一式のみの許可を受けた者が、壁紙の張替えを請負う場合には、内装仕上工事業の許可が必要となります。

鉄則７
施工体制台帳を作成しなければならない特定建設業者は、施工体制台帳・施工体系図を活用した現場管理により、不良・不適格業者を排除しなければならない

施工体制台帳及び施工体系図の作成等→建設業法第２４条の８

この鉄則の趣旨を知ろう

建設工事の施工は、一般的に、それぞれ独立した各種専門工事が複雑に組み合わさって成り立っているため、建設業は他産業に類をみないほど多様化し、かつ、重層化した下請構造を有しています。

このような特色を有する建設業において、建設工事の適正な施工を確保するためには、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、下請、孫請など当該工事に関わる全ての建設業を営む者を監督しつつ工事全体の施工を管理することが必要です。

そこで、建設業法では特定建設業者に対し施工体制台帳や施工体系図の作成を義務付けるとともに、これを通じて施工体制の的確な把握、不良・不適格業者の排除など、建設工事の適正な施工に努めるとともに、下請負人に対する適切な指導等を行うことを求めているものです。

「施工体制台帳・施工体系図」を整備しなければならない工事

施工体制台帳等は、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者と一次下請業者が締結した「建設工事の請負代金（税込み）」の総額が 5,000 万円（ただし、建築一式工事は 8,000 万円）以上となった場合に必ず作成しなければいけません。

※　下請代金の額が 5,000 万円（建築一式：8,000 万円）以上となる工事を発注者から直接請け負うためには特定建設業の許可が必要です。

なお、入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正により、平成２７年４月から公共工事については、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（一般建設業者を含む）が下請契約を締結した場合、その下請契約の金額にかかわらず、施工体制台帳等を作成しなければなりません。

「施工体制台帳・施工体系図」を活用した現場管理を行う

施工体制台帳作成工事においては、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は当該台帳の作成等を通じて施工体制を的確に把握しなければなりません。

施工体制台帳を機械的に作るだけでなく、下請負人から報告される内容に不備があれば確認を行ったり、末端に至るまでの下請契約を当該下請工事の着工前までに書面で締結させる、施工体制台帳の作成対象工事である旨を周知する等、下請負人に対する適切な指導を行うことで、適正な施工体制の確立に努めましょう。

（参考）公共工事における発注者への施工体制台帳提出義務の合理化

建設キャリアアップシステムを利用する場合で、公共工事発注者が施工体制台帳の記載事項をシステムで確認することができる場合は、公共工事発注者への施工体制台帳提出義務が免除されることとなりました。（令和６年１２月１３日施行　入契法第１５条第２項）

「施工体制台帳」

施工体制台帳は、**所定の記載事項**と**複数の添付書類**から成り立っています。

決められた**添付書類が添付されていないもの**については、**適正な施工体制台帳とは言えません**ので、注意願います。

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」におけるすべての下請負人（無許可業者を含む。）を指しますので、１次下請だけではなく２次下請、３次下請等も記載の対象となりますが、**「建設工事の請負契約」に該当しない**資材納入、調査業務や運搬業務などにかかる下請負人等については、**建設業法上は記載の必要がありません**。

ただし、仕様書等により発注者が記載を求めているときには、記載が必要となる場合があります。

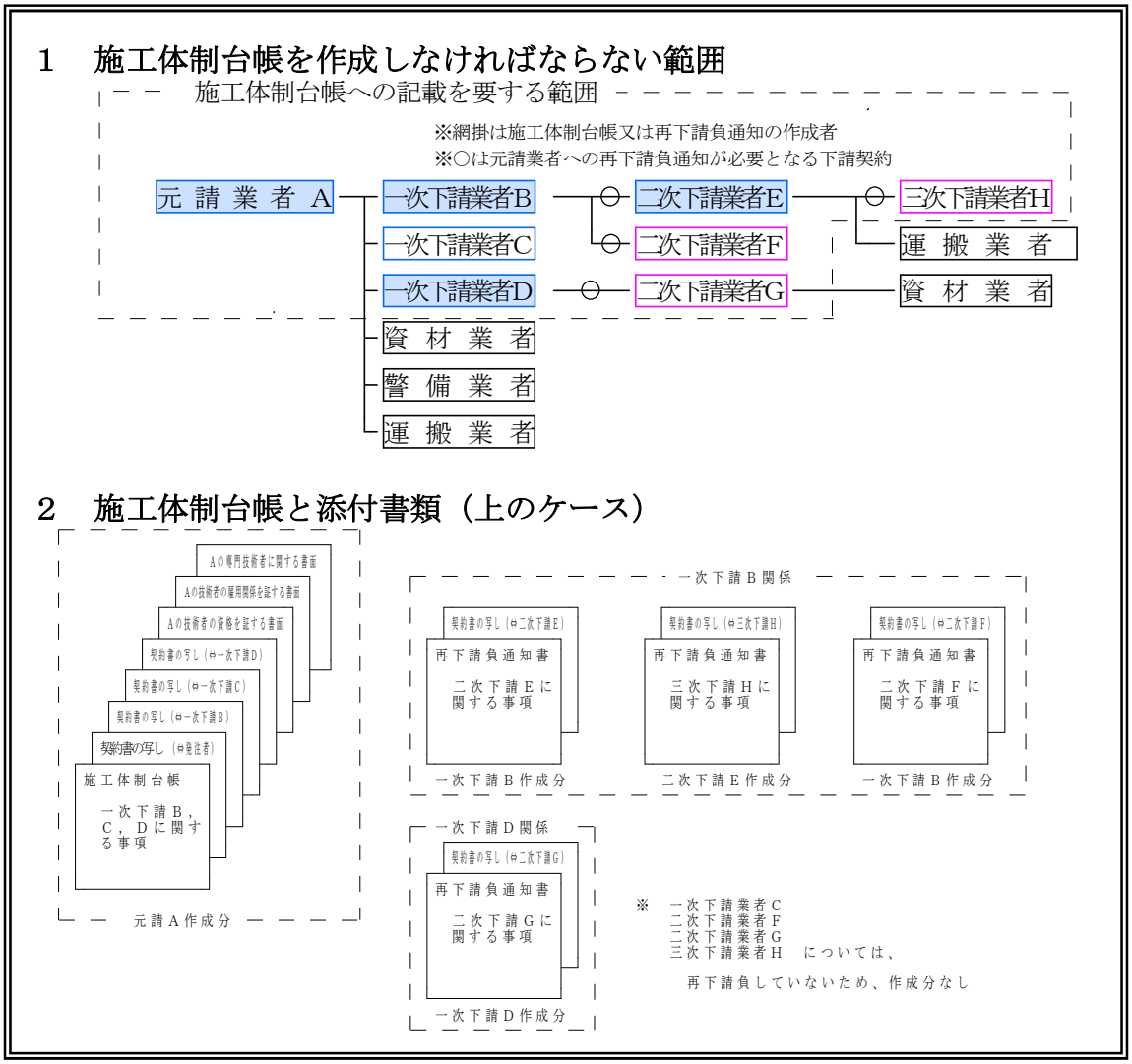

「再下請負通知書」を活用した下請負人の社会保険の加入状況の確認

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインにより、特定建設業者である元請企業は、再下請負通知書により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、適用除外でないにも関わらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うべきとされています。

施工体制台帳記載例（1/2）

例：施工体系図記載例（P33）のうち
谷小建設（株）（作成特定建設業者）と発注者との契約内容及び、
福川工業（株）（一次下請）との下請契約の内容

施工体制台帳を作成又は変更した日付

令和　２年１０月１６日

施工体制台帳

作成建設業者の商号名称とこの工事を担当する事業所名及びCCUSの事業者IDと現場ID

［会社名・事業者ID］　谷小建設株式会社　ID:11111111111111

［事業所名・現場ID］　○○ビル作業所　ID:22222222222222

作成建設業者が受けている許可をすべて記入（業種は略称でも可）

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	土、建、電、管、鋼、舗、し　工事業	大臣 知事 ／ 特定 一般　第 99999 号	令和 2 年 1 月 16 日
	電気通信　工事業	大臣 知事 ／ 特定 一般　第 99999 号	令和 2 年 1 月 16 日

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称、工事内容、工期及び契約日

工事名称及び工事内容	○○ビル新築工事　／　建築一式（地上６階、地下１階　延床面積　9,600㎡）		
発注者名及び住所	△△商事株式会社 〒 １２３－５６７８　北海道○○市○○町１－１		
工期	自　令和　２年１０月　２日 至　令和　３年　３月３１日	契約日	令和 2 年 10 月 1 日

発注者と契約を締結した作成建設業者の営業所

一次下請と契約を締結した作成建設業者の営業所

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約	本　社	北海道××市××町１２３－４
	下請契約	☆　☆　支　店	○○県☆☆市☆☆１１１

元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入

各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外

事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	元請契約	本　社	○○国民健康保険組合	×××××	×××××
	下請契約	☆☆支店	同上	同上	同上

健康保険及び厚生年金保険
事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
雇用保険
労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

発注者の監督員名	開発　太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
監督員名	谷小　一郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
現場代理人名	谷小　一郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任　谷小　一郎	資格内容	一級建築施工管理技士
監理技術者補佐名	谷小　二郎	資格内容	一級建築施工管理技士 一級建築施工管理技士補
専門技術者名	原山　太郎	専門技術者名	
資格内容	実務経験（１０年・管）	資格内容	
担当工事内容	冷暖房設備工事、給排水設備工事	担当工事内容	

発注者が置いた監督員の氏名（＊）

一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合その氏名（＊）

作成建設業者が現場代理人を置いた場合その氏名（＊）

作成建設業者が置いた監理技術者又は主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

作成建設業者が置いた監理技術者補佐の氏名（＊）

作成建設業者が専門技術者を置いた場合その氏名（＊）

監理技術者補佐の資格を具体的に記入

例）一級土木施工管理技士補（＊）

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

専門技術者の資格を具体的に記入（＊）
例）第一種電気工事士、
実務経験（指定学科3年・電気通信）
実務経験（10年・機械器具設置）

専門技術者が担当する工事の具体的内容（＊）

監理技術者等の資格を具体的に記入
例）一級土木施工管理技士、
指導監督的実務経験（電気通信）
国土交通大臣特別認定（建築）

施工体制台帳記載例（2/2）

下請負人の商号名称・CCUS事業者ID

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	福川工業株式会社 ID:33333333333333	代表者名	福川　太郎
住　所	〒　000-0000 ○○県☆☆市△△町１２－３４		
工事名称及び工事内容	○○ビル新築工事　／　構内電気設備工事、照明設備工事		
工　期	自　令和２年１０月１５日 至　令和３年３月１９日	契約日	令和２年１０月１４日

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称、工事内容、工期及び契約日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	電気　工事業	大臣　(特定) (知事)　一般　第　123456　号	令和２年２月２７日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日

下請負人の受けている許可の内、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		(加入)　未加入　適用除外	(加入)　未加入　適用除外	(加入)　未加入　適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		本社	×××××	×××××	×××××

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

現場代理人名	福川　一郎	安全衛生責任者名	福川　一郎
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	福川　一郎
主任技術者名	(専任) 非専任　金山　次郎	雇用管理責任者名	福川　太郎
資格内容	第一種電気工事士	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名（＊）

下請負人が置いた安全衛生責任者名（＊）、安全衛生推進者名（＊）、雇用管理責任者名（＊）

下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名（＊）

専門技術者が担当する工事の具体的内容（＊）

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

主任（専門＊）技術者の資格を具体的に記入
例）第一種電気工事士、
　実務経験（指定学科3年・電気通信）
　実務経験（10年・機械器具設置）

健康保険及び厚生年金保険
　事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
雇用保険
　労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

施工体制台帳の添付書類
1. 作成建設業者が請負った建設工事の契約書の写し
2. 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し
3. 監理技術者等の資格を証する書面（公共工事については監理技術者資格者証の写し）
4. 監理技術者等の雇用を証する書面
5. 専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用を証する書面

【注　意】

1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。
2. 色付き部分は建設業法で定められた記載事項です。
3. 説明書きの後に（＊）印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
4. 「権限及び意見申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上、書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

再下請負通知書記載例(1/2)

例：施工体系図記載例（P33）のうち
浪本鉄筋工業（株）（再下請負通知人）と山倉土木（株）
（再下請負人）との下請契約の内容

再下請負通知書を作成又は変更した日付

令和2年12月　4日

再　下　請　負　通　知　書

再下請負通知人が請負った建設工事の注文者の商号名称

直近上位注文者名　橋末産業株式会社

【報告下請負業者】
住　所　〒 000－0000　××県××市××町123

再下請負通知人の商号名称及びCCUSの事業者ID

会 社 名　浪本鉄筋工業株式会社
事業者ID　事業者ID:77777777777777

再下請負通知人が請負った建設工事の作成建設業者の商号名称及びCCUS事業者ID

元請名称 事業者ID	谷小建設株式会社 事業者ID:11111111111111

代表者名　浪本　太郎

《自社に関する事項》

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称、工事内容、工期及び契約日

工事名称及び工事内容	○○ビル新築工事　/　鉄筋工		
工　期	自　令和　2　年　11　月　3　日 至　令和　3　年　2　月　19　日	注文者との契約日	令和　2　年　11　月　2　日

再下請負通知人が受けている許可の内、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	鉄筋　工事業	大臣　特定 (知事)　(一般)　第　222222　号	令和　2　年　10　月　5　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	平成　年　月　日

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		(加入)　未加入　適用除外	(加入)　未加入　適用除外	(加入)　未加入　適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		本社	×××××	×××××	×××××

健康保険及び厚生年金保険事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
雇用保険
労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

監督員名		安全衛生責任者名	松田　一郎
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	松田　一郎
現場代理人名	松田　一郎	雇用管理責任者名	浪本　太郎
権限及び意見申出方法	基本契約約款記載のとおり	※専門技術者名	
主任技術者名	(専任)　非専任　松田　一郎	資格内容	
資格内容	2級建築施工管理技士	担当工事内容	

再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置いた場合その氏名（＊）

再下請負通知人が現場代理人を置いた場合その氏名（＊）

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

再下請負通知人が置いた安全衛生責任者名（＊）、安全衛生推進者名（＊）、雇用管理責任者名（＊）

一号特定技能外国人の従事の状況(有無)	(有)　無	外国人建設就労者の従事の状況(有無)	(有)　無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	(有)　無

主任（専門＊）技術者の資格を具体的に記入
例）第一種電気工事士、
　実務経験（指定学科3年・電気通信）
　実務経験（10年・機械器具設置）

専門技術者が担当する工事の具体的内容（＊）

再下請負通知人が専門技術者を置いた場合その氏名（＊）

再下請負通知書記載例(2/2)

再下請負人の商号名称及びCCUSの事業者ID

《再下請負関係》　再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

会社名・事業者ID	山倉土木株式会社 事業者ID:99999999999999	代表者名	山倉　華子
住　所	〒　000－0000 ××県××市△△町987		
工事名称及び工事内容	○○ビル新築工事　/　鉄筋設置時の重量物の揚重運搬配置工事		
工　期	自　令和　2　年　12　月　2　日 至　令和　3　年　2　月　12　日	契約日	令和　2　年　12月　1　日

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称、工事内容、工期及び契約日

	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
建設業の許可	とび・土工　工事業	(大臣)　特定 知事　(一般)　第　987654　号	令和　元　年　11　月　11　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　　月　　日

再下請負人が受けている許可の内、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名（＊）

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		(加入)　未加入　適用除外		(加入)　未加入　適用除外		(加入)　未加入　適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険		雇用保険	
		本社	×××××	×××××		×××××	

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

現場代理人名	山倉　太郎	安全衛生責任者名	山倉　太郎
権限及び意見申出方法	基本契約約款のとおり	安全衛生推進者名	山倉　太郎
主任技術者名	専任　非専任　(1次下請が特定専門工事の主任技術者設置のため　非設置)	雇用管理責任者名	山倉　華子
資格内容	実務経験（指定学科5年・とび土工）	※専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内	

再下請負人が置いた安全衛生責任者名（＊）、安全衛生推進者名（＊）、雇用管理責任者名（＊）

再下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名（＊）

専門技術者が担当する工事の具体的内容（＊）

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　(無)	外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有　(無)	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有　(無)

主任（専門＊）技術者の資格を具体的に記入
例）第一種電気工事士、
　実務経験（指定学科3年・電気通信）
　実務経験（10年・機械器具設置）

健康保険及び厚生年金保険
　事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。
　一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
雇用保険
　労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

【再下請負通知書の添付書類】
　再下請負通知人と再下請負人が締結した契約書の写し

【注　意】
1．建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。
2．色付き部分は建設業法で定められた記載事項です。
3．説明書きの後に（＊）印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
4．「権限及び意見申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上、書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

「施工体系図」

施工体制台帳の要約版ともいえるもので、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。

施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が当該工事における施工の分担関係を把握することができます。

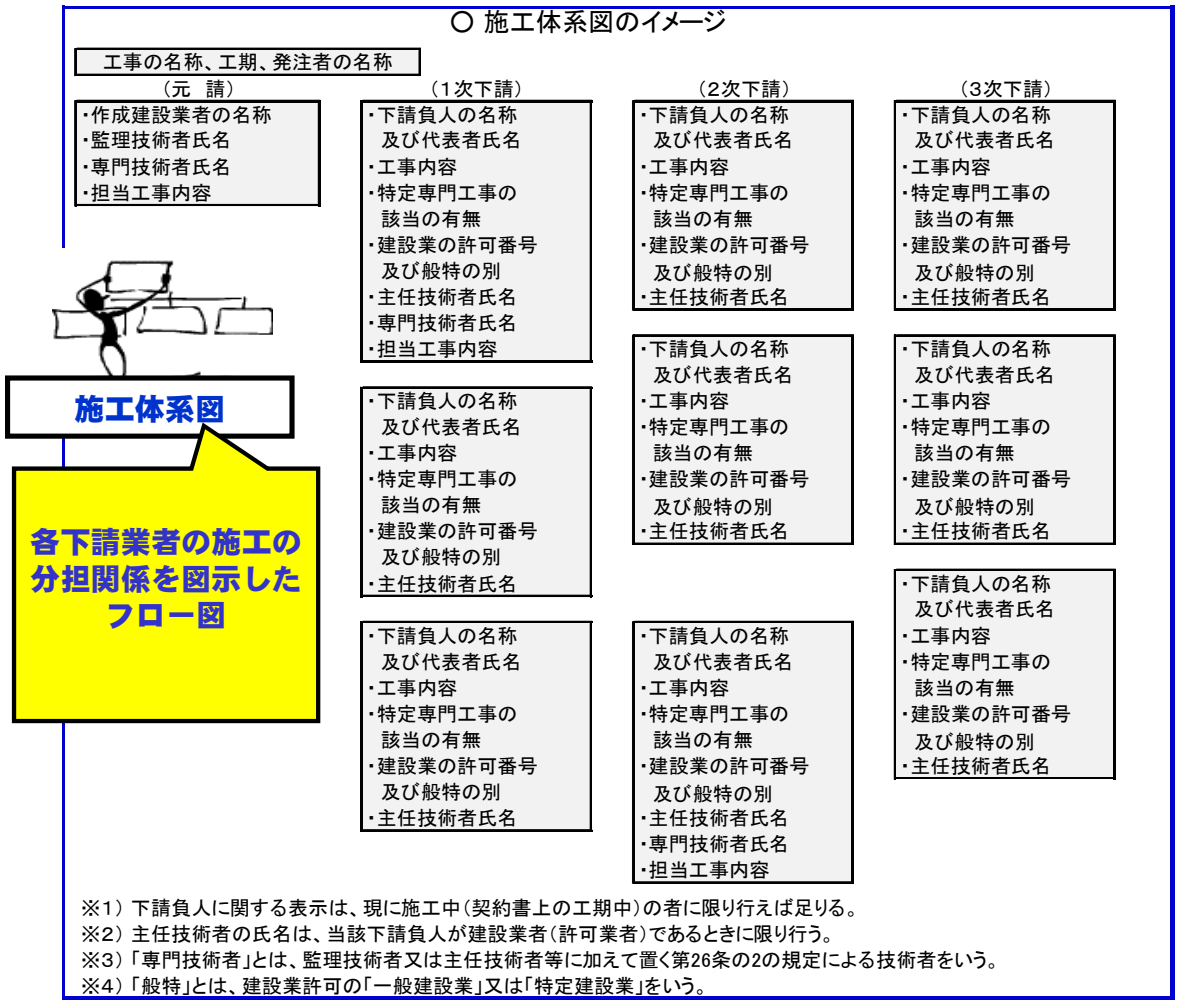

「施工体系図」は以下の場所に掲示する

工事に携わる関係者全員が当該工事における施工の分担関係を把握できるよう、施工体系図は現場内の誰もが見やすい場所に掲示しておかなければなりません。

なお、公共工事については、工事現場内での掲示に加えて、工事現場の道路に面した場所など公衆の見やすいところへの掲示を行わなければなりません。

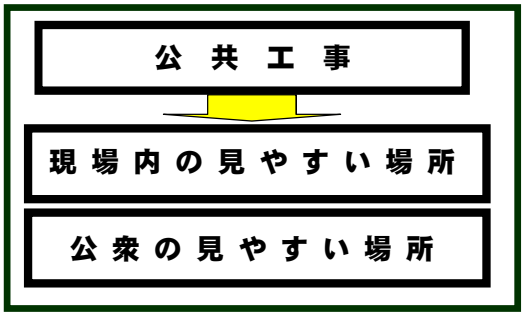

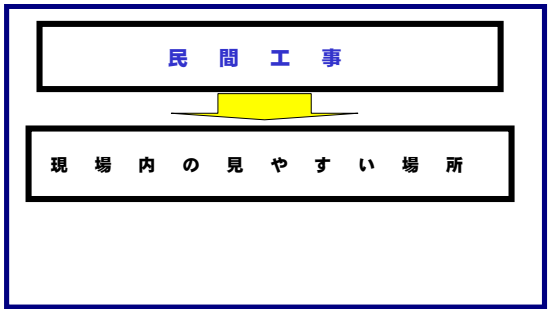

「施工体制台帳・施工体系図」作成に係る関係者への周知義務

まずは、施工体制台帳作成工事であることを工事関係者に周知しよう！！

掲　　示

行う者：元請業者
○現場内の見えやすい場所に
再下請負通知書の提出案内を掲示

書面通知

行う者：すべての業者
○下請に工事を下ろす際、以下を書面で通知

・元請業者の名称
・再下請負通知が必要な旨

現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所まで、建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第１４条の４第１項に規定する再下請負通知書を提出して下さい。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出して下さい。

○○建設（株）

下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２４条の８第１項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

① この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営むもの（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、建設業法第２４条の８第２項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第１４条の４に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号　　○○建設（株）
再下請負通知書の提出場所　工事現場内建設ステーション／△△営業所

工事期間中は現場に備え置き、工事完成後は営業所で保存

工事現場での「施工体制台帳の備え置き」・「施工体系図の掲示」は、発注者（施主）から請け負った建設工事の目的物を発注者に引渡すまで行わなければなりません。

また、施工体制台帳については、公共工事においては発注者への**写しの提出**、民間工事においては発注者の**閲覧**に供しなければなりません。

なお、施工体制台帳については、一部（２次下請負人以下の契約書の写し）を除き、担当営業所において工事完了から５年間（新築住宅は１０年間）は保存しておかなければなりません。

施工体制台帳

［工事施工期間中］
現場に備え置く

［工事完了後］
担当営業所において
５年間保存
※新築住宅は１０年

公共工事

発注者へ写しを提出

民間工事

発注者の閲覧に供する

施工体系図記載例

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

作成建設業者の商号名称及びCCUSの事業者ID

一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合その氏名（＊）

作成建設業者が置いた監理技術者又は主任技術者の氏名

作成建設業者が置いた監理技術者補佐の氏名（＊）

作成建設業者が専門技術者を置いた場合その氏名（＊）及び担当する工事の具体的内容（＊）

作成建設業者が統括安全衛生責任者を置いた場合その氏名（＊）

発注者名	△△商事株式会社
工事名称	○○ビル新築工事

工期	自　2　年　10　月　2　日 至　3　年　3　月　31　日

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

元請名・事業者ID	谷小建設（株） 事業者ID:1111111111111
監督員名	谷小　一郎
監理技術者名 主任技術者名	谷小　一郎
監理技術者補佐名	谷小　二郎
専門技術者名	原山　太郎
担当工事内容	冷暖房設備工事 給排水設備工事
専門技術者名	
担当工事内容	

作成建設業者が元方安全衛生管理者を置いた場合その氏名（＊）

元方安全衛生管理者	古川　五郎

会長	統括安全衛生責任者
	谷小　一郎
副会長	
	永竹　太郎

下請負人が請負った建設工事の内容

下請負人の商号名称及びCCUSの事業者ID

下請負人の代表者名及び許可番号

一般建設業又は特定建設業の別

下請負人が安全衛生責任者を置いた場合その氏名（＊）

下請負人が置いた主任技術者の氏名

特定専門工事該当の有無

下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名（＊）及び担当する工事の具体的内容（＊）

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

構内電気設備他工事	
会社名・事業者ID	福川工業（株） 事業者ID:33333333333333
代表者名	福川　太郎
許可番号	123456
一般／特定の別	特定
安全衛生責任者	福川　一郎
主任技術者	金山　次郎
特定専門工事の該当	有・(無)
専門技術者	
担当工事内容	
工期	2 年 10 月 15 日 ～ 3 年 3 月 19 日

照明設備工事	
会社名・事業者ID	山賀電気(有) 事業者ID:66666666666666
代表者名	山賀　太郎
許可番号	333333
一般／特定の別	一般
安全衛生責任者	山賀　一郎
主任技術者	山賀　次郎
特定専門工事の該当	有・(無)
専門技術者	
担当工事内容	
工期	2 年 11 月 17 日 ～ 3 年 2 月 19 日

工事	
会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般／特定の別	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日

工事	
会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般／特定の別	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日

コンクリート工他工事	
会社名・事業者ID	橋末産業（株） 事業者ID:55555555555555
代表者名	橋末　太郎
許可番号	111111
一般／特定の別	一般
安全衛生責任者	橋末　一郎
主任技術者	橋末　次郎
特定専門工事の該当	有・(無)
専門技術者	
担当工事内容	
工期	2 年 10 月 20 日 ～ 3 年 3 月 19 日

鉄筋工工事	
会社名・事業者ID	浪本鉄筋工業（株） 事業者ID:7777777777777
代表者名	浪本　太郎
許可番号	222222
一般／特定の別	一般
安全衛生責任者	松田　一郎
主任技術者	松田　一郎
特定専門工事の該当	(有)・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	2 年 11 月 3 日 ～ 3 年 2 月 19 日

重量物の揚重運搬配置工工事	
会社名・事業者ID	山倉土木（株） 事業者ID:99999999999999
代表者名	山倉　華子
許可番号	987654
一般／特定の別	一般
安全衛生責任者	山倉　太郎
主任技術者	(一次下請で管理)
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	2 年 12 月 2 日 ～ 3 年 2 月 12 日

工事	
会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般／特定の別	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日

工事	
会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般／特定の別	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日

工事	
会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般／特定の別	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日

型枠工工事	
会社名・事業者ID	高辺工務店（株） 事業者ID:12121212121212
代表者名	高辺　太郎
許可番号	
一般／特定の別	
安全衛生責任者	
主任技術者	高辺　一郎
特定専門工事の該当	有・(無)
専門技術者	
担当工事内容	
工期	2 年 12 月 2 日 ～ 3 年 1 月 29 日

工事	
会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般／特定の別	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日

工事	
会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般／特定の別	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日

工事	
会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般／特定の別	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日

工事	
会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般／特定の別	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日

注　意

1．建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。

2．色付き部分は建設業法で定められた記載事項です。

3．説明書きの後に（＊）印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。

4．下請負人が建設業の許可を受けていない場合は下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に係る部分は記載不要です。

【建設工事に従事する者に関する事項】
（いわゆる作業員名簿）

作　業　員　名　簿

（　　年　　月　　日作成）

事業所の名称　○○ビル作業所
・現場ID　22222222222222

所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次下請の福川工業(株)が元請の谷小建設(株)に提出したものの例。施工体制台帳作成義務のある元請は施工体制台帳の記載の一部をこの作業員名簿の添付に代えて構わない。

元請確認欄	谷小建設株式会社

提出日　令和２年　１０月１６日

一次会社名
・事業者ID　福川工業株式会社　事業者ID:33333333333333

（　次）会社名
・事業者ID

建設工事に従事する者の記号を下記より記入

建設工事に従事する者が受けている講習

建設工事に従事する者が加入している保険（健康・年金・雇用）を記入

雇用保険の被保険者番号の下4桁

建設工事に従事している者が受けている技能講習を記入

建設工事に従事している者が取得している資格を記入

建設工事に従事する者の職種

共済制度（建退共・中退共）の加入の有無

番号	ふりがな / 氏名 / 技能者ID	職種	※	生年月日 / 年齢	健康保険 / 年金保険 / 雇用保険		建設業退職金共済制度 / 中小企業退職金共済制度	教育・資格・免許：雇入・職長特別教育	技能講習	免許	入場年月日 / 受入教育実施年月日
1	福川　一郎 / 88888888888888	建築	現 / 安	年　月　日 / 歳	健康保険組合 / 厚生年金 / 適用除外		有 / 無	安全衛生責任者		１級建築施工管理技士	年　月　日 / 年　月　日
2	金山　次郎	電気	主	年　月　日 / 歳	協会けんぽ / 厚生年金 / 雇用保険	AAAA	無 / 有	職長		第一種電気工事士	年　月　日 / 年　月　日
3	建設　華子	鉄筋	女	歳	健康保険組合 / 国民年金 / 雇用保険		無 / 有		フォークリフト運転	登録機械土工基幹技能者	年　月　日 / 年　月　日
4	ケンセツ　コウジ	型枠	習	歳	国民健康保険 / 国民年金 / 雇用保険		有 / 無				年　月　日 / 年　月　日
				年　月　日 / 歳	適用除外 / 受給者 / 日雇保険						年　月　日 / 年　月　日
				年　月　日 / 歳	建設国保 / 国民年金 / 適用除外						年　月　日 / 年　月　日
				年　月　日 / 歳							年　月　日 / 年　月　日
				年　月　日 / 歳							年　月　日 / 年　月　日

（注）１.※印欄には次の記号を入れる。

現 …現場代理人　作 …作業主任者（（注）2.）　女 …女性作業員　未 …18歳未満の作業員

主 …主任技術者　職 …職　長　安 …安全衛生責任者　能 …能力向上教育　再 …危険有害業務・再発防止教育

習 …外国人技能実習生　就 …外国人建設就労者　1特 …１号特定技能外国人

（注）２.作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

○注　意
1．建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。
2．色付き部分は建設業法で定められた記載事項です。
3．事業者ID、現場IDは、建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

（注）３．各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
（注）４．資格・免許等の写しを添付することが望ましい。
（注）５．健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
（注）６．年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
（注）７．雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下４けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
（注）８．建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
（注）９．安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
（注）１０．建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録○○基幹技能者、○級○○施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。
（注）１１．記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

鉄則８
建設工事の下請負人の法令遵守を徹底するため、特定建設業者は、末端までのすべての下請負人に対する指導義務を適切に行うよう努めなければならない

下請負人に対する特定建設業者の指導等→建設業法第２４条の７

この鉄則の趣旨を知ろう

大規模な建設工事では、多数の下請負人が参加し、さらに孫請以下の二次、三次の下請が行われることも多く、これらの下請負人が共同して工事を施工しますが、従来これら下請負人は建設工事の施工に関し必要とされる建設業法や建築基準法、労働基準法等の規定についての理解が十分ではなく、これらの規定を遵守しないために現場における事故災害等のほか、労働者に対する賃金不払い等種々の問題を生じることがありました。

現場トラブルを防止・解消していくためには、

①まずは、すべての下請負人が法令の規定を知ること

②次に、法令に違反する行為に対する早期是正を図るための仕組みを設けることが必要です。

そこで、建設業法では、特定建設業者に対し、下請負人に対する指導を行うことを求めているのです。

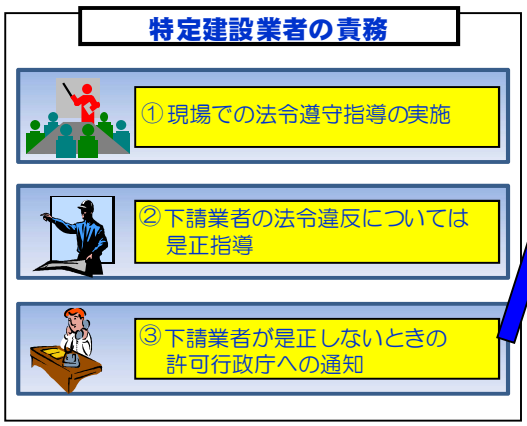

【通報することとなる行政庁】

下請負人（建設業を営む者）の区分		通報する行政庁
建設業者（許可業者）	大臣許可	許可をした地方整備局等 又は 建設工事が行われている区域を管轄する都道府県知事
	知事許可	許可をした都道府県知事 又は 建設工事が行われている区域を管轄する都道府県知事
その他（許可を受けていない業者）		建設工事が行われている区域を管轄する都道府県知事

【指導すべき法令の規定】

法令の規定	内　　容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の設置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされているが、特に次の項目に注意すること。 (1)　建設業の許可（３条） (2)　一括下請負の禁止（２２条） (3)　下請代金の支払（２４条の３・６） (4)　検査及び確認（２４条の４） (5)　主任技術者の設置等（２６条、２６条の２）
建築基準法	(1)　違反建築の施工停止命令等（９条１項・１０項） (2)　危害防止の技術基準等（９０条）
宅地造成等規制法	(1)　設計者の資格等（９条） (2)　宅地造成工事の防災措置等（１４条２項・３項・４項）
労働基準法	(1)　強制労働等の禁止（５条） (2)　中間搾取の排除（６条） (3)　賃金の支払方法（２４条） (4)　労働者の最低年齢（５６条） (5)　年少者、女性の坑内労働の禁止（６３条、６４条の２） (6)　安全衛生措置命令（９６条の２第２項、９６条の３第１項）
職業安定法	(1)　労働者供給事業の禁止（４４条） (2)　暴行等による職業紹介の禁止（６３条１号、６５条８号）
労働安全衛生法	(1)　危険・健康障害の防止（９８条１項）
労働者派遣法	(1)　建設労働者の派遣の禁止（４条１項）

第２部「下請契約の締結に至るまで」の７つの鉄則

契約は対等な立場における合意のもとで

適正な元請下請関係の構築のためには、個々の下請契約が各々の対等な立場における合意に基づいて締結される必要があります。

また、下請契約が不明確なままで建設工事が施工されると、下請契約の当事者間で様々な紛争をまき起こすこととなります。

そこで、第２部では、下請契約の締結に際し遵守しなければならない鉄則を紹介していきます。

鉄則１　**見積依頼は、工事内容、工期等の契約内容をできる限り具体的に提示して行わなければならない**

鉄則２　**下請負人が見積を行うに足りる期間を設けなければならない**

鉄則３　**建設工事の見積書は「工事の種別」ごとに「経費の内訳」が明らかとなったものでなければならない**

鉄則４　**通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない**

鉄則５　**自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはならない**

鉄則６　**下請契約の締結に当たっては、契約の内容を明示した適正な契約書を作成し、元請下請の双方が相互に交付しなければならない**

鉄則７　**下請契約の締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、使用資材等の購入を強制し、請負人の利益を害してはならない**

【契約までの流れ】

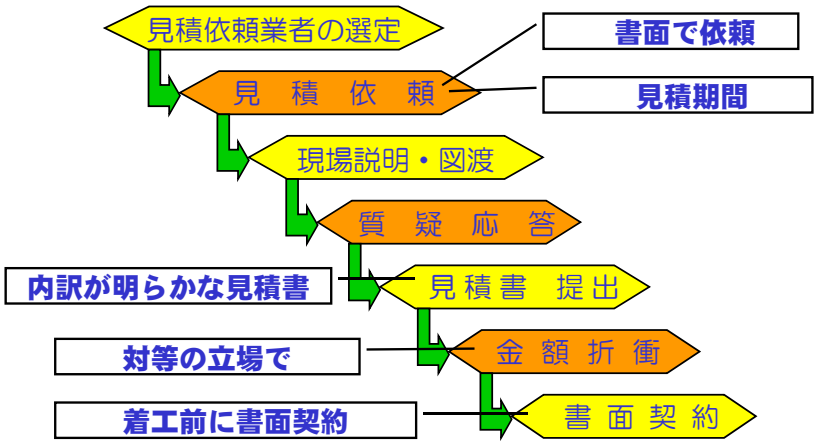

鉄則１
見積依頼は、工事内容、工期等の契約内容をできる限り具体的に提示して行わなければならない

建設工事の見積等→建設業法第２０条

この鉄則の趣旨を知ろう

施工責任範囲及び施工条件が不明確だと、元請下請間の紛争が起こる要因ともなります。

下請業者が工事を適正に見積るためには工事見積条件が元請負人から明確に示されていなければなりません。

そこで、見積依頼時には工事内容等の契約の内容となるべき重要な事項をできる限り具体的に提示しなければならないこととしています。

工事見積条件の明確化のため、見積依頼は書面で行う

見積条件として提示しなければならない事項は、建設業法第１９条により請負契約書に記載することが義務付けられている事項（４９ページをご参照ください）のうち、請負代金の額を除く１４事項となります。１４事項のうちの「工事内容」については、最低限以下の事項が明示されている必要があります。

見積条件の明確化のため、元請負人が見積依頼する際は、下請負人に対し口頭ではなく、書面によりその内容を示しましょう。

ポイント

①工事名称	⑤工事の全体工程（下請工事を含む）
②施工場所	⑥見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
③設計図書（数量等を含む）	⑦施工環境、施工制約に関する事項
④工事の責任施工範囲	⑧材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、労働災害防止対策、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項

また、元請負人は、当該下請工事に関し、

① 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象（文化財保護法に基づく埋蔵文化財調査とその結果に基づく対策等を含む。）
② 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

が発生するおそれがあることを知っているときは、発注者が認識する情報と併せ、請負契約を締結するまでに、下請負人に対して、必要な情報を提供しなければなりません。

追加・変更工事に伴う変更契約等を行う際にも適正な見積手続きが必要

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議による適正な手順により、下請負人に対し、追加工事又は変更工事の着工前に書面による見積依頼を行う必要があります。

標準的な見積費目は、「直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費＋諸経費」

見積費目の具体的な内容については、元請が提示し、現場説明・図渡しを通じて、元請下請の双方で確認しましょう。

（※諸経費＝一般管理費、法定福利費など）

ワンポイントアドバイス

下請業者の選定に当たっては、必要な建設業許可があること及び予定工期において主任技術者の配置が行えることを確認しましょう！！

建設工事の適正な施工を確保していくためには、軽微な工事を除いては、施工能力・資力信用のある者（＝建設業許可業者）に工事を請け負わせる必要があります。

また、建設業許可業者であっても、当該業者が雇用する主任技術者が他の現場で手一杯の状態では、現場での適正な施工が期待できません。

そこで、下請業者の施工能力をあらかじめ確認しておくことが重要となるのです。

鉄則２

下請負人が見積を行うに足りる期間を設けなければならない

建設工事の見積等→建設業法第２０条

建設工事の見積期間→建設業法施行令第６条

この鉄則の趣旨を知ろう

下請契約の締結に当たっては、見積落し等の問題が生じないよう検討する機会を下請業者に与えて請負代金の額の計算その他請負契約の締結に関する判断を行わせることが必要です。

そのため、下請契約内容（工事内容、工期等の見積条件）の提示から下請契約の締結までに、下請業者が当該建設工事の見積りをするために必要な一定の期間を設けなければならないこととしています。

見積期間

下請契約内容の提示から下請契約の締結までの間に設けなければならない見積期間については以下のように定められています。

ポイント

① 下請工事の予定価格が 500 万円に満たない工事については中１日以上

② 下請工事の予定価格が 500 万円以上 5000 万円に満たない工事については中１０日以上

③ 下請工事の予定価格が 5000 万円以上の工事については中１５日以上

注）　予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、5 日以内に限り短縮することができます。

鉄則３
建設工事の見積書は「工事の種別」ごとに「経費の内訳」が明らかとなったものでなければならない

建設工事の見積等→建設業法第２０条

この鉄則の趣旨を知ろう

建設工事の請負契約を締結するに際しては、請負金額の算定に当たり、適正な見積りを実施することが重要です。工事費の内訳が明らかにされた見積りを行うことにより見積金額の算定根拠を明確にすることは、元請下請の金額折衝において適正な請負価格の設定を促すことにつながるだけでなく、ダンピングを防止し、技能労働者の能力・資格や経験等に応じた賃金支払いの実現に十分に寄与できるように適切な労務費等を確保する効果が期待されます。

このため、建設業者は請負契約の締結に際し、内訳を明らかにした見積りを行うよう努めなければならないこととしています。

工事の種別とは

切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような「工種の別」及び本館、別館のような「目的物の別」を指します。

経費の内訳とは

労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費、法定福利費等の別を指します。

法定福利費が内訳明示された標準見積書の活用

ポイント

建設産業の労働環境の改善及び技能労働者の処遇改善に向け、平成２５年９月より、社会保険への加入原資となる必要な法定福利費を確保するため、専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積書の一斉提出が開始されました。

元請負人においては、下請負人との契約に当たって、法定福利費を内訳明示された見積書を提出するよう働きかけるとともに、提出された見積書を尊重しましょう。

下請負人においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請負人に提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させましょう。

ワンポイントアドバイス

下請業者との見積合わせ時には、査定の詳細をきちんと説明しましょう！！

建設工事の請負代金については「半値八がけ」と言われるように、合理的な根拠もないまま金額の交渉を行っている例があるとの指摘がされています。

合理的な根拠もなく、原価にも満たない安い代金で下請業者に工事を無理矢理押しつけた場合には、建設業法第１９条の３に違反することがあります。

自らが行った査定の方法を下請業者にきちんと説明し、両者合意のもとで契約を行いましょう。

鉄則４
通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない

著しく短い工期の禁止→建設業法第１９条の５

この鉄則の趣旨を知ろう

建設業就業者の年間の実労働時間は、全産業の平均と比べて相当程度長い状況となっており、建設業就業者の長時間労働の是正が急務となっています。また、長時間労働を前提とした短い工期での工事は、労働災害及び事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため、建設工事の請負契約に際して、適正な工期設定を行う必要があり、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することを禁止しています。

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは？

単に定量的に短い期間を指すのではなく、建設工事において適正な工期を確保するための基準として作成された「工期に関する基準」（令和２年７月中央建設業審議会勧告。以下「工期基準」という。）等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

したがって、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間の工期（以下「著しく短い工期」という。）であるかの具体的な判断については、下請契約毎に、「工期基準」等を踏まえ、見積依頼の際に元請負人が下請負人に示した条件、下請負人が元請負人に提出した見積り等の内容、締結された請負契約の内容、当該工期を前提として請負契約を締結した事情、下請負人が「著しく短い工期」と認識する考え方、元請負人の工期に関する考え方、過去の同種類似工事の実績、賃金台帳等をもとに、

① 契約締結された工期が、「工期基準」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなっていないか

② 契約締結された工期が、過去の同種類似工事の工期と比して短い場合、工期が短くなることによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなっていないか

③ 契約締結された工期が、下請負人が見積書で示した工期と比較して短い場合、工期が短くなることによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなっていないか

等を総合的に勘案したうえで、個別に判断されることとなります。

ただし、第１９６回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和６年４月１日から、建設業についても災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則が適用されることを踏まえ、当該上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、たとえ元請負人と下請負人との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」であると判断されます。

ポイント

鉄則５
自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはならない

不当に低い請負代金の禁止→建設業法第１９条の３
施工条件等を反映した請負代金→建設産業における生産システム合理化指針（平成３年建設省経構発第２号）
通常必要と認められる原価→建設業法令遵守ガイドライン（第１１版）

この鉄則の趣旨を知ろう

請負代金の決定に当たっては、責任施工範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとすることが必要です。

下請工事の施工において、無理な手段、期間等を下請負人に強いることは、手抜き工事、不良工事等の原因となるばかりか、経済的基盤の弱い中小零細企業の経営の安定が阻害されることになります。

そこで、自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人に不当に低い請負代金を強いることを禁止しています。

「自己の取引上の地位を不当に利用」するとは？

注文者の提示した請負代金の額に従わない場合はその後の取引において不利益な取扱いがあり得ることを示唆し、請負人を脅かし、対等な立場における自由な意志決定を阻害することを言います。

「通常必要と認められる原価」とは？

ポイント

当該工事の施工地域において当該工事を施工するために一般的に必要と認められる価格（材料費や労務費などの直接工事費、共通仮設費及び現場管理費よりなる間接工事費、一般管理費（利潤相当額は含みません。）の合計額）をいい、具体的には、下請負人の実行予算や下請負人による再下請先、資材業者等との取引状況、さらには当該地域の施工区域における同種工事の請負代金額の実例等により判断することとなります。

また、社会保険等の法定福利費や労働災害防止対策に要する経費についても、義務的に負担しなければならない経費であり、「通常必要と認められる原価」に含まれます。

請負代金は施工条件等を反映した合理的なものに

ポイント

契約締結後に注文者が原価の上昇を伴うような工事内容の変更をしたのに、それに見合った請負代金の増額をしないことや、一方的に請負代金を減額することにより原価を下回ることも禁止されています。

なお、下請代金が施工条件等を反映した合理的なものとするため、下請契約の締結に当たっては、下請負人と対等な立場で十分協議した上で、下請契約における設計図書としての図面及び仕様書等に施工責任範囲及び施工条件を明確にし、適正な工期及び工程を設定しなければなりません。

鉄則６
下請契約の締結に当たっては、契約の内容を明示した適正な契約書を作成し、元請下請の双方が相互に交付しなければならない

建設工事の請負契約→建設業法第１９条
→建設産業における生産システム合理化指針
（平成３年建設省経構発第２号）

この鉄則の趣旨を知ろう

契約内容をあらかじめ書面で明確にしておくことで、請負代金、施工範囲等に係る元請下請間の紛争を防ぐことが目的です。

下請契約の締結は着工前までに書面により行い、口約束は厳禁です！

ポイント

下請契約の締結に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事の着工前までに、署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。

適正な契約書とは、以下の１５項目が記載されたものを指します。

なお、建設工事の下請契約の締結に当たっては、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結することが基本です。

＜契約書に記載しておかなければならない重要事項１５項目＞

①工事内容	⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
②請負代金の額	
③工事着手の時期及び工事完成の時期	
④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容	⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
⑤前払金又は出来高払の時期及び方法	
⑥当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	⑫工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
	⑬工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
⑦天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	
	⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
⑧価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更及びそれらの額の算定方法に関する定め	
⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	⑮契約に関する紛争の解決方法

追加工事や契約内容に変更が発生した場合にも書面契約を

追加工事や契約変更の場合においても、追加工事等の着手前に適正な契約書を作成し、署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。着工前に書面化しておかないと、紛争の原因となるおそれがあります。

ワンポイントアドバイス

☆原材料費等の高騰、納期遅延等の状況においては、適正な請負代金、適正な工期の確保のため、必要な契約変更を必ず行いましょう！！

ポイント

原材料費、労務費、エネルギーコスト等の高騰や資材不足など元請負人及び下請負人双方の責めに帰さない理由により、施工に必要な費用の上昇、納期の遅延、工事全体の一時中止、前工程の遅れなどが発生しているにもかかわらず、合理的な根拠もなく必要な契約変更を行わない場合は、建設業法１９条第２項に違反し、１９条の３又は１９条の５に違反するおそれがあり、第２８条第１項第２号に該当するおそれがあります。

請負契約の締結に当たっては、建設工事標準下請契約約款に記載の請負代金の変更に関する規定及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても下請負人から協議の申出があった場合には元請負人が適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切に対応してください。

これらの価格転嫁は、発注者、元請負人、下請負人を問わず、サプライチェーン全体で取り組む必要があります。

なお、原材料費等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の１つに該当するおそれがありますので、十分に留意し、自らが行った査定の方法をきちんと説明し、必ず、両者合意のもとで必要な契約を、適切に行いましょう。

例：取引上の優越的地位に関して

例えば、下請負人にとって、元請負人との取引の継続が困難になることが下請負人の事業経営上大きな支障をきたす場合に、元請負人が下請負人にとって著しく不利益な要請を行っても、下請負人がこれを受け入れざるを得ないような場合、元請負人は、下請負人に対して「取引上優越的な地位にある」と言えます。

取引上優越的な地位に当たるか否かについては、元請下請間の取引依存度等により判断されることとなるため、例えば下請負人にとって大口取引先に当たる元請負人については、取引上優越的な地位に該当する蓋然性が高いと考えられます。

☆指値発注を行ってはいけません！

指値発注

ポイント

「指値発注」とは、元請負人が下請負人との請負契約を交わす際、下請負人と十分な協議をせず又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示（指値）し、その額で下請負人に契約を締結させることをいい、建設業法第１８条の建設工事の請負契約の原則（各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結する。）を無視するものであることから、行ってはいけません。

以下は、指値発注として建設業法上違反となるおそれがある行為ですので、注意が必要です。

①元請負人が自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、一方的に提供、又は貸与した安全衛生保護具等に係る費用、下請代金の額を決定し、 その額で下請契約を締結した場合

②元請負人が合理的根拠がないのにもかかわらず、下請負人による見積額を著しく下回る額で下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合

③元請負人が下請負人に対して、複数の下請負人から提出された見積金額のうち最も低い額を一方的に下請代金の額として決定し、その額で下請契約を締結した場合

④元請負人が、下請負人から交付された見積書に記載されている労務費や法定福利費等の内容を検討することなく、一方的に一律で減額するなど、一定の割合を差し引いた額で下請契約を締結した場合

⑤元請負人が、免税事業者の下請負人に対して、消費税相当額を含まない契約単価を一方的に提示し、下請負人と協議を行うことなく、当該単価により積算した額で下請契約を締結した場合

以下は、建設業法上違反となる行為なので、行ってはいけません！

ポイント

①元請下請間で請負代金の額に関する合意が得られていない段階で、下請負人に工事を着手させ、工事の施工途中又は工事終了後に元請負人が下請負人との協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合

②元請負人が、下請負人が見積りを行うための期間を設けることなく、自らの予算額を下請負人に提示し、下請契約締結の判断をその場で行わせ、その額で下請契約を締結した場合

☆赤伝処理は、合意のうえで行っていますか？

ポイント

適正な手続・合意に基づかない赤伝処理は建設業法に違反するおそれ

（赤伝処理とは）

元請負人が

① 一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用
② 下請代金の支払に関して発生する諸費用（下請代金の振り込み手数料等）
③ 下請工事の施工に伴い、副次的に発生する建設副産物の運搬処理費用
④ 上記以外の諸費用（駐車場代、弁当ごみ等のごみ処理費用、安全協力会費並びに建設キャリアアップシステムに係るカードリーダー設置費用及び現場利用料等）を下請代金の支払時に差引く（相殺する）行為です。

赤伝処理を行うためには、その内容や差引く根拠等について元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要であることに、元請負人は留意してください。

下請負人に費用負担を求める合理的な理由があるものについて、 元請負人が、下請負人との合意のもとでのみ行えるものであることから、元請負人は、赤伝処理を行うに際には、差引額の算出根拠、使途等を明らかにし、下請負人と十分に協議を行うとともに、例えば、安全協力

費については下請工事の完成後に 当該費用の収支について下請負人に開示するなど、その透明性の確保に努め、赤伝処理による費用負担が下請負人に過剰なものにならないよう十分に配慮する必要があります。

また、赤伝処理に関する元請下請間における合意事項については、駐車場代等建設業法第１９条の規定による書面化義務の対象とならないものについても、後日の紛争を回避する観点から、書面化して相互に取り交わしておくことが望まれます。

以下は、建設業法上違反となるおそれがあり、注意が必要です。

ポイント

①元請負人が、下請負人と合意することなく、一方的に提供、又は貸与した安全衛生保護具等に係る費用、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に要する費用及び下請代金を下請負人の銀行口座へ振り込む際の手数料等を下請負人に負担させ、下請代金から差し引く場合

②元請負人が、建設副産物の発生がない下請工事の下請負人から、建設副産物の処理費用との名目で、一定額を下請代金から差し引く場合

③元請負人が、元請負人の販売促進名目の協力費等、差し引く根拠が不明確な費用を、下請代金から差し引く場合

④元請負人が、工事のために自らが確保した駐車場、宿舎を下請負人に使用させる場合に、その使用料として実際にかかる費用より過大な金額を差し引く場合

⑤元請負人が、元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を別の専門工事業者に行わせ、その費用を一方的に下請代金から減額すること により下請負人に負担させた場合

⑥工事完了後、下請負人が免税事業者であることが判明したため、下請負人が提出してきた請求書の金額から、一方的に元請負人が消費税相当額を支払わなかった場合

上記①から⑥のケースは、いずれも建設業法第１９条の３に違反するおそれがあるほか、同法第２８条第１項第２号に該当するおそれがあります。

また、上記①のケースについて、当該事項を契約書面に記載しなかった場合には建設業法第１９条、見積条件として具体的な内容を提示しなかった場合には同法第２０条第４項に違反。

☆必要なやり直し工事は、適切に契約変更を！

ポイント

やり直し工事を下請負人に依頼する場合は、下請負人の責めに帰すべき場合を除き、その費用は元請負人が負担することが必要です。

元請負人は下請工事の施工に関し下請負人と十分な協議を行い、また、明確な施工指示を行うなど、下請工事のやり直し（手戻り）が発生しない施工に努めることはもちろんのこと、やむを得ず、下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合には、やり直し工事が下請負人の責めに帰すべき理由がある場合を除き、当該やり直し工事に必要な費用は元請負人が負担する必要がありますので、注意してください。（建設業法１９条第２項、第１９条の３に違反するおそれがあるほか、第２８条第１項第２号に該当するおそれがあります。）

ポイント

☆社会情勢や市場等の変化により、主要な資機材や労務などの供給不足・納期遅延・価格高騰により、請負代金額や工期に影響がありませんか？

影響がある「おそれ」がある場合、下請負人は元請負人に通知を、元請負人は、状況の把握とともに、協議に応じることが必要です。

建設業法第２０条の２第２項により、下請負人においても、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす以下①及び②の事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、元請負人に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければなりません。

① 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
※「主要」かどうかについては、工事の施工に当たり数量的にあるいは使用頻度的に大宗を占めるために欠くことのできないこと、工事原価において大きな比重を占めること又は数量若しくは比重若しくは使用頻度が少ないにもかかわらず工事の施工に大きな影響を及ぼすこと等をもって判断されます。

② 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって、天災その他自然的又は人為的な事象により生じるも元請負人と下請負任の双方の責めに帰することができないものが挙げられます。

※未発生の天災その他の自然的事象については、発生の蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられ、当該事象により生じた上記①及び②の事象は、同項により通知が義務づけられる情報とは想定しがたいものとなります。

そのうえで、契約締結前に通知した上記①・②の事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第２０条の２第３項により、請負契約の変更についての協議を下請負人から元請負人に対して申し出ることができるとされ、同条第４項により、元請負人は当該協議に対して誠実に応じるよう努めなければならないこととされています。

上記①・②の事象を契約締結前に通知する趣旨は、建設業法第１９条第１項第７号又は第８号における定めによる協議の対象になる事象のうち、下請負人の有する知見に基づき事前に予測が可能であって、**建設工事の実施に大きな影響を及ぼすものに関する情報（おそれ情報）**を、その状況の把握のため必要な情報と共に元請負人に契約前に通知することで、元請負人に対して請負契約の変更に関する予見可能性を持たせ、適切な請負契約の変更を円滑化しようとするものです。

そのため、おそれ情報を通知するか否かや通知する情報の範囲は、工事の内容や見積もった工期などに応じて下請負人自ら判断して構いませんが、建設業法第２０条の２第２項における「事象が発生するおそれがあると認めるとき」の規定ぶりを踏まえると、おそれ情報の通知から当該事象の発生までには相当程度の期間があるものと解され、工期の比較的短い工事においてそのようなおそれが発生することは一般的には想定しにくいことを想定されます。

また、おそれ情報の通知に併せて「当該事象の状況の把握のため必要な情報（根拠情報）」を通知することが求められるところ、当該根拠情報の通知は、下請負人の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表又は公的主体や業界団体などにより作成・更

新された一定の客観性を有する統計資料あるいは下請業者や資材業者から提出された、過去の同種工事における見積書など価格の上昇がわかる資料等に裏付けられた情報を用いる必要があり、一の資材業者の“口頭”のみによる情報など、「その状況の把握のため必要な情報」を欠き元請負人が真偽を確認することが困難である情報は、根拠情報から除かれます。

よって、上記①・②に関する情報を通知する際は、通知に係る資機材の種類及びその価格の基準日等とともに、根拠情報の情報源を明示することが必要となる点はご留意ください。

なお、下請負人が把握している範囲で公表資料を示せば足り、おそれ情報の通知のために新たな調査、資料収集等をする必要はありません。さらに、下請負人がこれらの情報を通知する際には、書面又はメール等の電磁的方法により見積書の交付時などにあわせて行うことが求められます。併せて、当該情報を元請負人も確認した記録として、見積書と共に当該書面又はメール等を元請負人及び下請負人双方が保存してください。

その他工期等に影響を及ぼす事象の取扱いについて
～状況に応じて適切な協議が必要です

ポイント

主要な資機材や労務などの供給不足・納期遅延・価格高騰以外の事象であっても、工期や請負代金の額に影響を及ぼしうる事象として、例えば設計図書と工事施工環境の乖離や前行程の工事の遅れなどが想定されるところ、これらの事象のうち、例えば地盤沈下に関する情報は建設業法第２０条の２第１項で通知が発注者の義務とされていること、建設工事標準下請契約約款第１６条等で設計、施工条件の疑義、相違等について受注者から通知を受けたとき又は自ら発見したときに発注者は必要な指示をすべき旨が規定されていること等に鑑みると、これらの情報を把握することが本来の責務とされている元請負人が契約締結以前に十分に確認することが求められます。

また、これらの事象は、主要な資機材や労務などの供給不足・納期遅延・価格高騰の情報と異なり契約の前後で事象の発生蓋然性が変わるものではなく、むしろ元請負人と下請負人双方が契約前に実際の工事施工環境や工程をつぶさに確認するといった対応により発生を相当程度防ぐことができ、そのような可能性がある場合は、契約締結に先立ち元請負人と下請負人が十分に現場確認すること等によって契約内容に反映して契約締結することが求められます。

ただし、当該確認によっても明らかにならない事象の発生のおそれがある場合には、下請負人から元請負人にその旨通知することを妨げるものではありません。そのうえで、契約締結後にこれらの事象が生じた場合には、建設業法第１９条第１項第６号の規定に基づき契約書面に記載された定めに従い、元請負人と下請負人双方が適切に設計や請負代金又は工期に関する変更の協議を行うことが求められます。

ＣＣＵＳの効果的な活用により、技能者の労務費を適切に算定し、業界全体で、適正な取引を推進しましょう

ポイント

ＣＣＵＳには、一人ひとりの技能者の情報が蓄積されていき、蓄積する情報を活用して技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、技能者を雇用する専門工事業者の施工能力の見える化を進める、能力評価に応じた適正な労務費の算定につなげることで、適正な取引を推進するとともに、課題となっている建設業の担い手確保のための重要な取組みにもつながりますので、その効果を十分に発揮するため、効果的な活用をお願いいたします

建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）ポータルサイトはこちらから　→

鉄則７
下請契約の締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、使用資材等の購入を強制し、請負人の利益を害してはならない

不当な使用資材等の購入強制の禁止→建設業法第１９条の４

この鉄則の趣旨を知ろう

契約の締結にあたって注文者が自己の希望する資材等やその購入先を指定したとしても、請負人はそれに従って適正な見積りを行い、適正な請負代金で契約を締結することができます。

しかし、契約締結後に注文者より使用資材等の指定が行われると、既に使用資材、機械器具等を購入している請負人に損害を与えたり、資材等の購入価格が高くなってしまったりと、請負人の利益を不当に害するおそれがあるので、請負人の保護のため、このような行為を禁止しています。

「自己の取引上の地位を不当に利用」するとは？

その後の取引において不利益な取扱いがあり得ることを示唆し、請負人を脅かし、対等な立場における自由な意志決定を阻害することを言います。

したがって、注文者が指定した購入先から購入した方が安く買い入れることができるという判断のもとに、請負人の方が積極的にそれに応じた場合については本鉄則に違反しません。

なお、当該請負契約の内容からみて、一定の品質の資材等を当然必要とすることが明らかであるのに、請負人がこれより劣った品質の資材等を使用しようとしている場合については、注文者が一定の品質の資材等を指定し購入させたとしても本鉄則には違反しません。

「使用資材等の購入を強制し請負人の利益を害する」とは？

契約締結後に当該工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させることによって、請負人の利益を害するケースを指します。

例えば、契約締結後に「○○会社○○型というような商品名」や「購入先となる販売会社」を指定することにより、「請負人が予定していた購入価格よりも高い価格で購入せざるを得なくなった場合」や「請負人が既に購入していた資材等を返却せざるを得なくなり金銭面及び信用面における損害を受けるとともに、その結果、従来から継続的取引関係にあった販売店との取引関係が極度に悪化した場合」には請負人の利益を害したことになります。

したがって、注文者が指定した資材等の価格の方が請負人が予定していた購入価格よりも安く、かつ、注文者の指定により資材等の返却等の問題が生じない場合には、本鉄則に違反しないこととなります。

ワンポイントアドバイス
「建設工事紛争審査会」を知っていますか？

ポイント

建設工事紛争審査会とは工事代金を支払ってもらえないといった建設工事の請負契約をめぐる紛争の解決を図る準司法機関で、中央（国土交通本省）と各都道府県に置かれています。詳しくは資料編（６）をご参照ください。

ワンポイントアドバイス
「建設Ｇメン」について

ポイント

建設工事に関する取引において、「適正な請負代金」、「適正な工期設定」、「適切な価格転嫁」での契約締結がなされるよう、各種情報収集を通じて、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、建設業に関する各種取引状況の調査を目的に「建設Ｇメン」を設置し、各種調査を行っています。（建設業法第４０条の４）

何を調査するのか？

発注者、元請業者、下請業者に対して、新たに整備されたルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、既存ルールや労務費指針への対応状況など、不適当な取引行為の改善・取引の適正化を図るために必要となる各種状況を確認するための調査を行っています。

何を基準に調査に入るのか？

広く業界の取引実態を把握した上で取引の適正化を図っていく観点から、工事の規模や建設業者、時期を限定することなく調査を行っています。

なお、限られた体制のなかで、実効性を確保していくため、下請取引実態調査等の書面調査で把握した疑義情報や「駆け込みホットライン」等に寄せられた通報なども活用し調査を行うほか、違反のおそれのあるものについては優先的に調査することとしています。

通報は受け付けているか？

各種通報については、駆け込みホットラインをご活用いただきますようお願いいたします。（資料編（５）、（７）をご参照ください。）

建設業界における各種取引の適正化のため、Ｇメン調査へのご理解・ご協力をお願いいたします。

ワンポイントアドバイス
建設業に関する各種ガイドラインをご活用ください。

ポイント

国土交通省では、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的に各種ガイドラインを作成していますので、ご活用をお願いいたします。

詳しくは、下記ＱＲコードまたは、ＵＲＬから国土交通省ホームページをご参照ください。

国土交通省ホームページ：　建設業>ガイドライン・マニュアル
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

第３部「下請代金の支払等」に関する７つの鉄則

下請代金の支払の適正化のために

下請代金が適正に支払われなければ、下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねません。

第３部では、下請代金支払の適正化を図る上で重要な鉄則を紹介していくこととします。

鉄則１　下請代金の支払は、できる限り現金払としなければならない

鉄則２　前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければならない

鉄則３　下請工事に必要な資材を注文者が有償支給した場合は、正当な理由がある場合を除き、当該資材の代金を下請代金の支払期日前に下請負人に支払わせてはならない

鉄則４　下請工事の完成を確認するための検査は、工事完成の通知を受けた日から２０日以内に行い、かつ、検査後に、下請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければならない

鉄則５　注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けたときは、その支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を１月以内に支払わなければならない

鉄則６　特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金額が 4,000 万円以上の法人を除く。）からの引渡し申出日から起算して５０日以内に下請代金を支払わなければならない

鉄則７　特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはならない

鉄則１
下請代金の支払は、できる限り現金払としなければならない

下請代金の支払→建設業法第２４条の３第２項
→下請代金の支払手段について
（令和３年公取企第２５号）

この鉄則の趣旨を知ろう

建設業法第２４条の３第２項に、「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。」と規定されています。下請代金を現金で支払うことは、下請負人における労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、下請代金の支払はできる限り現金によるものとし、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む）を現金払とするような支払条件を設定する必要があります。

また、政府として、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、下請代金の支払に係る考え方を改めて整理し、下請取引の適正化に努めるよう産業界に要請した、「下請代金の支払手段について」（令和３年公取企第２５号）において、「下請代金の支払は、できる限り現金によるものとすること。」とされていることにも留意しなければなりません。

手形期間は６０日以内で、できる限り短い期間としよう

ポイント

上記趣旨に加え、「下請代金の支払手段について」においては、手形等による下請代金の支払に関しても定められているため（６２ページをご参照ください。）、元請負人はこの点についても留意しなければなりません。

鉄則２
前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければならない

下請代金の支払→建設業法第２４条の３ 第３項
→建設産業における生産システム合理化指針
（平成３年建設省経構発第２号）

この鉄則の趣旨を知ろう

建設工事においては、発注者から資材の購入や、労働者の募集等建設工事の着手のために必要な準備金が前払金として支払われることが一般的慣行となっています。

しかし、このような資材の購入等の準備行為は元請負人ばかりでなく下請負人によっても行われることから、建設工事全体の適正な施工の確保のため、元請負人が前払金の支払を受けたときは、元請負人から下請負人に対しても工事着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めるべきこととしているものです。

公共工事については現金払で

ポイント

公共工事においては前払金は現金で支払われるので、下請負人が工事着手に必要とする費用を、速やかに現金で前金払するよう十分配慮することが必要です。

鉄則３
下請工事に必要な資材を注文者が有償支給した場合は、正当な理由がある場合を除き、当該資材の代金を下請代金の支払期日前に下請負人に支払わせてはならない

下請代金の支払→建設産業における生産システム合理化指針
（平成３年建設省経構発第２号）

この鉄則の趣旨を知ろう

注文者が工事用資材を有償支給した場合に、その資材の対価を、その資材を用いる建設工事の請負代金の支払期日前に支払わせることは、下請負人の資金繰りないし経営を不当に圧迫するおそれがあります。

そこで、有償支給した資材の対価は、当該下請代金の支払期日以降でなければ、下請負人に支払わせてはならないこととしています。

資材代金の回収は下請代金の支払日以降に

ポイント

有償支給した資材を用いる建設工事の下請代金の支払期日前に、別の工事の請負代金の額から控除する等、実質的に資材代金の回収を行う行為も禁止されています。

資材代金の早期回収のためには正当な理由が必要です

例えば、下請負人が有償支給された資材を他の工事に使用したり、あるいは転売してしまった場合等は、資材代金を早期回収する正当な理由があるといえます。

鉄則４
下請工事の完成を確認するための検査は、工事完成の通知を受けた日から２０日以内に行い、かつ、検査後に、下請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければならない

検査及び引渡し→建設業法第２４条の４

この鉄則の趣旨を知ろう

下請負人が請け負った建設工事を完成した場合にあっては、当該下請工事に係る元請負人の検査、工事目的物の引渡しを経て、工事代金の請求・支払へと進むこととなりますが、元請負人がいつまでも検査を行わず、完成した工事目的物の引渡しを受けないときは、下請負人は、工事代金の支払を受けることができないばかりでなく、完成した工事目的物の保管責任を負わされ、不測の損害をこうむるおそれもあります。

そのため、元請負人の竣工検査の早期実施及び工事目的物の速やかな受領を義務づけています。

検査は工事完成の通知日から 20 日以内で、できる限り短い期間内に行う

ポイント

下請工事の完成を確認するための検査は、下請負人から工事完成の通知を受けた日から２０日以内で、できる限り短い期間内に行わなくてはなりません。

下請負人からの「工事完成の通知」や「引渡しの申し出」は口頭でも足りますが、後日の争いを避けるため書面で行うことが適切です。

なお、建設工事標準下請契約約款では、

① 下請負人からの「工事完成の通知」及び「引渡しの申し出」は書面によること
② 通知を受けた元請負人は、遅滞なく下請負人の立会の上検査を行い、その結果を書面により下請負人に通知すること

とされています。

鉄則５
注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けたときは、その支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を１月以内に支払わなければならない

下請代金の支払→建設業法第２４条の３第１項
→建設産業における生産システム合理化指針
（平成３年建設省経構発第２号）

この鉄則の趣旨を知ろう

下請代金の支払については、本来、元請負人と下請負人の両当事者の合意により下請契約において定められるべきものです。

しかし、下請契約における元請負人の経済的事情により、注文者から支払われた工事代金を下請負人への支払にあてることなく他に転用されるなど、下請負人を不当に圧迫するような不公正な取引を排除するため、このような鉄則が設けられているのです。

請求書提出締切日から支払日(手形振出日)までの期間はできる限り短く

ポイント

下請代金の支払は、出来高払又は竣工払いずれの場合においても、できる限り早く行うことが重要です。

１月以内という支払期間は、毎月一定の日に代金の支払を行うことが多いという建設業界の商慣習を踏まえて定められたものですが、１月以内であればいつでもよいというのではなく、できる限り短い期間内に支払わなければなりません。

鉄則６
特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金額が 4,000 万円以上の法人を除く。）からの引渡し申出日から起算して５０日以内に下請代金を支払わなければならない

特定建設業者の下請代金の支払期日等→建設業法第２４条の６

この鉄則の趣旨を知ろう

元請負人から一方的に支払期日を遅らされたりすると、下請負人が不当な不利益を被ることがあるため、下請負人の保護の徹底を図るために設けられた特定建設業の許可を受けた業者からの支払については、注文者から支払を受けたか否かに関わらず、一定の期限内に下請代金を払わなければならないこととしています。

下請代金の支払期間はできる限り短く

ポイント

下請代金の支払は、できる限り早く行うことが重要です。

特定建設業者の制度は下請負人保護のために設けられたものですから、下請代金の支払は下請負人からの引渡しの申し出があった日から５０日以内で、かつ、できる限り短い期間内に行わなければなりません。

注文者の支払から１月以内の支払［鉄則５］との関係は

特定建設業者が下請代金を支払う期日については、注文者から出来高払又は竣工払を受けた日から１月を経過する日[鉄則５参照]か、本鉄則による支払期日のいずれか早い方で行わなければなりません。

違反した特定建設業者には高率の遅延利息の支払義務が発生

特定建設業者が本鉄則の期間内に下請代金の全額の支払を完了していない場合は、当該未払金額について、５１日目からその支払をする日までの期間に対応する遅延利息を支払わなければなりません。また、その場合の遅延利息の率は年１４．６％と定められています。

鉄則７
特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金の額が 4,000 万円以上の法人を除く）への下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはならない

特定建設業者の下請代金の支払期日等→建設業法第２４条の６
手形期間は６０日以内で→手形期間の短縮について
（令和６年国不建推第１０号）

この鉄則の趣旨を知ろう

下請代金の支払は原則として現金で行われるべきですが、一般の商慣習においては手形による支払が多いことも周知のとおりです。

しかし、支払期日までに「割引を受けることが困難と認められる手形」については、現金払と同等の効果が期待できないので、下請負人の利益保護のため、その交付を禁じています。

「一般の金融機関」とは

預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を併せて業とする銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合等をいい、いわゆる市中の金融業者は含みません。

手形期間は６０日以内で、できる限り短い期間としよう

ポイント

手形期間が６０日を超えるものについては、建設業法第２４条の６第３項が禁止する「割引困難な手形」に該当するとして、同項に違反するおそれがあるものとなりますので、留意する必要があります。（令和６年１１月１日から適用）（令和６年４月３０日国不建推第１０号、令和６年４月３０日 20240423 中庁第４号・公取企第１５３号））

また、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、下請代金の支払に係る考え方を改めて整理した、「下請代金の支払手段について」（令和３年３月３１日２０２１０３２２中庁第２号・公取企第２５条）において、下請取引の適正化に努めるよう要請されているため、「建設業法令遵守ガイドライン」において、元請負人はこの点についても留意しなければならないとされていることについても併せて留意する必要があります。
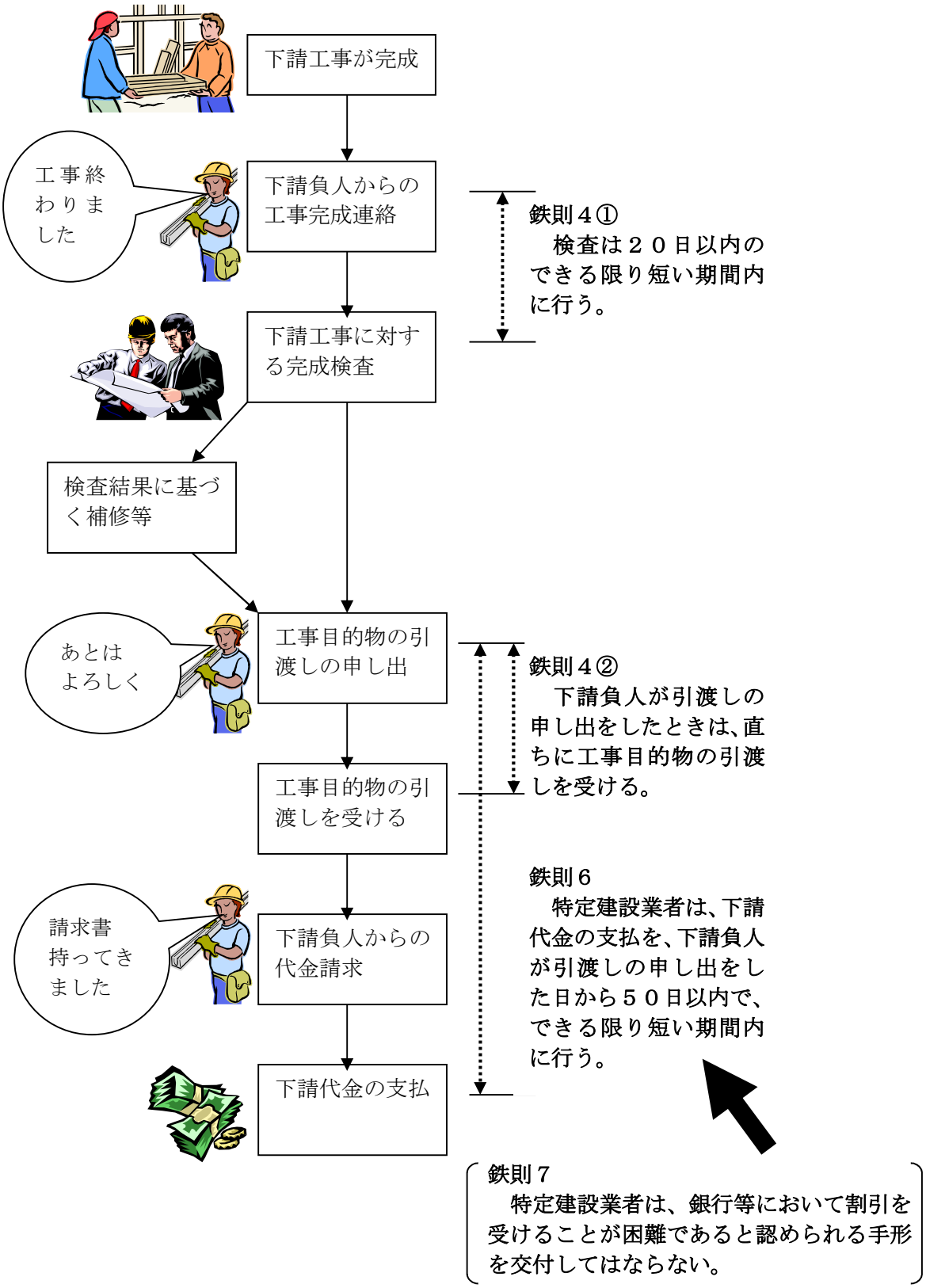
「検査・引渡し・特定建設業者の代金支払」　イメージ図